

# わたしたちの市税

令和6年度版

市税はまちづくりに生かされています



磯新駅設置促進事業（イメージ図）

鹿児島市



## はじめに

鹿児島市は、第六次鹿児島市総合計画の都市像「つながる人・まち 彩りあふれる 躍動都市・かごしま」を実現するために、次の6つの基本目標を掲げ、さまざまな事業を行っていきます。

- 1 信頼とやさしさのある 共創のまち
- 2 自然と都市が調和した うるおいのあるまち
- 3 魅力にあふれ人が集う 活力あるまち
- 4 自分らしく健やかに暮らせる 安心安全なまち
- 5 豊かな個性を育み未来を拓く 誇りあるまち
- 6 質の高い暮らしを支える 快適なまち

市税は、これらの事業を行うための重要な財源であり、豊かなまちづくりと円滑な市政運営の根幹となるものです。

この「わたしたちの市税」は、市税のしくみや納付の方法、みなさまから納めていただいた市税のつかいみちを分かりやすくまとめたものです。

市民のみなさまが、市税についてさらにご理解を深めていただければ幸いです。

# 目 次

令和6年度一般会計当初予算	1
令和6年度鹿児島市の主要事業	2

## 市税のあらまし

市民税	3
個人市民税	3
法人市民税	23
固定資産税	25
都市計画税	37
特別土地保有税	37
軽自動車税	38
市たばこ税	41
入湯税	41
事業所税	42

市税の納付	43
納期内納付と滞納	46
納税の猶予と市税の減免	47

審査請求等	48
-------	----

市税の証明と閲覧	49
----------	----

市税に関する問い合わせ先	51
市税の窓口	51
税務相談（市税の窓口以外）	51

国税のあらまし	52
---------	----

県税のあらまし	58
---------	----

国民健康保険税	59
---------	----

## Q & A

### ■個人市民税

年の途中で転出した場合の個人市民税・県民税は？	21
死亡した夫の個人市民税・県民税は？	21
昨年会社を退職しました。今年は無職なのに、なぜ個人市民税・県民税の通知が？	21
二つの市町村に個人市民税・県民税を納めなければならないのは？	22
妻にパート収入があるのですが？	22

### ■固定資産税

売却した固定資産の納税義務者は誰ですか？	34
地価が下落しているのに、税額が上がるのはおかしいのではないのでしょうか？	34
住宅を取り壊したのに、税額が上がったのは？	35
家屋の税額が急に上がったのは？	35
家屋は年々古くなるのに、税額が下がらないのはどうしてでしょうか？	35
固定資産税の税額の計算方法は？	36
償却資産とは具体的にどのようなものですか？	36

### ■軽自動車税

バイクを他人に譲ったのに、自分に納税通知書が届いたのはなぜでしょうか？	40
年度途中にバイクや軽自動車を廃車した場合、税金はどうなりますか？	40

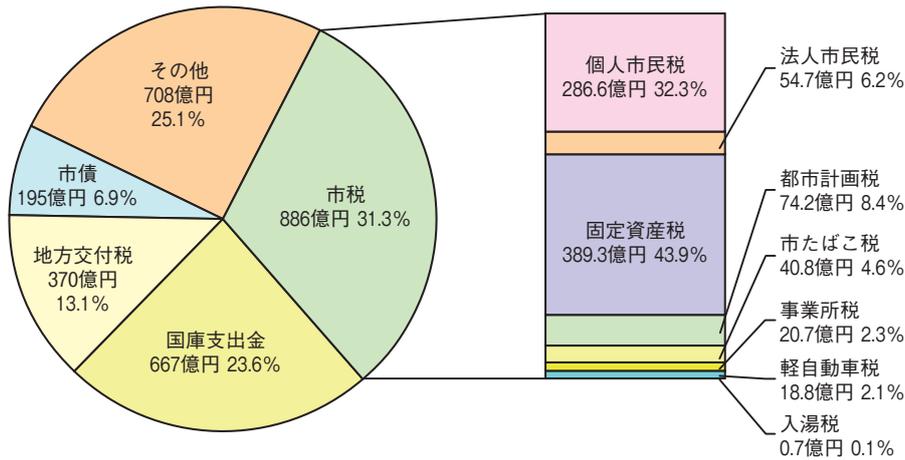
### ■国民健康保険税

国保税と市民税の違いは？	63
--------------	----

# 令和6年度一般会計当初予算

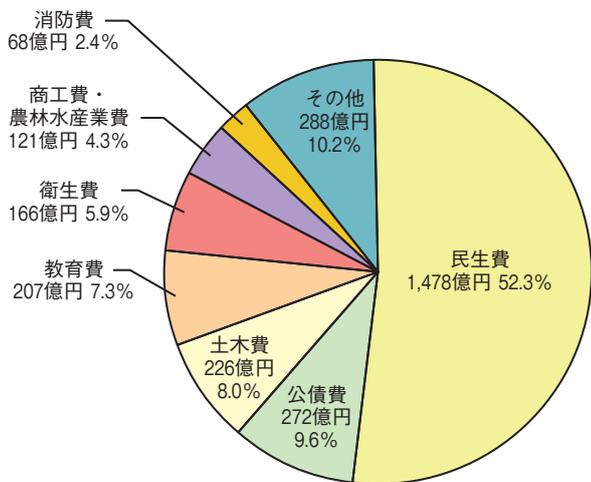
鹿児島市の令和6年度一般会計当初予算の歳入に占める市税の割合は、31.3%で、本市のもっとも大きな財源となっています。

歳入総額：約2,825億円



納めていただいた税金は、他の収入とあわせてさまざまな事業の費用に使われています。

歳出総額：約2,825億円



歳出額を市民1人あたりに換算すると、約47万5千円となり、

- 子育て支援や高齢者の医療など福祉の充実に約24万8千円
- 道路や公園整備、区画整理などに約3万8千円
- 教育の振興に約3万5千円
- 環境や衛生の向上のために約2万8千円
- 市債の返済に約4万6千円

など、わたしたちの生活のさまざまな分野に生かされています。

この財源となる市税額を、市民1人あたりに換算すると、約15万円となります。

※住民基本台帳人口595,042人で計算(R6.1.1)

※四捨五入により、総額とその内訳の合計とが一致しない部分があります。

# 令和6年度 鹿児島市の主要事業

## 信頼とやさしさのある 共創のまち

○町内会活動活性化補助金	43,124千円
○「市民のひろば ONLINE」配信事業	4,707千円
○マーケティング推進事業	50,000千円
○アジア太平洋都市サミット開催事業	73,382千円



## 自然と都市が調和した うるおいのあるまち

○シェアサイクル運営事業	16,550千円
○食品ロス削減マッチングサービス導入事業	1,161千円
○甲突川千本桜再生プロジェクト事業	24,173千円
○横井埋立処分場（2工区3期）整備事業	24,334千円



## 魅力にあふれ人が集う 活力あるまち

○大阪・関西万博を契機としたプロモーション推進事業	10,676千円
○ナイトタイムエコノミー推進事業	3,016千円
○インバウンド向け飲食店等受入体制強化事業	10,000千円
○磯新駅設置促進事業	126,079千円
○かごしまクリエイター成長促進事業	5,200千円
○中心市街地にぎわい創出支援事業	13,000千円
○中小企業デジタル広告支援事業	10,028千円



## 自分らしく健やかに暮らせる 安心安全なまち

○介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業	2,050千円
○重層的支援体制整備事業	45,960千円
○手話言語・障害者コミュニケーション条例推進事業	2,682千円
○客引き行為等対策事業	17,259千円
○桜島火山防災研究所（仮称）設置準備事業	12,517千円

## 豊かな個性を育み未来を拓く 誇りあるまち

○民間保育士等処遇改善補助金	712,913千円
○児童クラブタブレット学習支援事業	33,104千円
○児童相談所設置事業	1,649千円
○桜島学校整備推進事業	1,919,115千円
○電子黒板整備事業	38,343千円



## 質の高い暮らしを支える 快適なまち

○加治屋町1番街区市街地再開発事業	62,223千円
○子育て世帯住替支援事業補助金	5,000千円
○相乗りタクシー実証実験事業	4,726千円

# 市税のあらまし

市民のみなさんに納めていただいている市税には次のようなものがあります。

普 通 税	目 的 税
市 民 税	事 業 所 税
固 定 資 産 税	入 湯 税
特 別 土 地 保 有 税	都 市 計 画 税
軽 自 動 車 税	
市 た ば こ 税	

## 普通税

納めていただいた税金の使いみちが定められておらず、どのような仕事の費用にも充てることができる税金です。

## 目的税

納めていただいた税金の使いみちが定められている税金です。主な使いみちは次のとおりです。

- 事業所税…道路などの交通施設、都市環境の整備および改善のための費用
- 入湯税…鉱泉源の保護のための施設整備や、観光振興のための費用
- 都市計画税…公園や街路等の整備などを行う都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用

# 市民税

市民税には、個人市民税と法人市民税があり、住民と各種行政サービスとの応益関係に着目し、これに必要な費用について、個々に広く負担を求めていく「均等割」と、個々の能力に応じて負担を求めていく「所得割（法人市民税は法人税割）」があります。

## 個人市民税

### ■納税義務者

個人市民税を納めていただく人は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に事務所、事業所または家屋敷がある人で、市内に住所がない人	○	×

市内に住所があるかどうか、また事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日（これを賦課期日といいます。）現在の状況で判断します。

※個人県民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割を除く。）は、個人市民税とあわせて、お住まいの市町村で課税されます。

## ■個人市民税・県民税が課税されない人

均等割・所得割 どちらにもかからない 人（非課税）	○生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
	○障害者、未成年者、ひとり親または寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
	○前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人 31万5千円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋本人）＋10万円＋18万9千円 （18万9千円は同一生計配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算）
所得割だけがかからない人（均等割のみ課税される）	○前年の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人 35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋本人）＋10万円＋32万円 （32万円は同一生計配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算）

※合計所得金額とは、その年の所得金額について、それぞれ繰越控除を適用する前の総所得金額、租税特別措置法の規定に基づく分離課税の対象となる所得の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいますが、分離短期譲渡所得及び分離長期譲渡所得は特別控除前の額になります。

※総所得金額等とは、総合課税の所得金額、分離課税の所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額

## ■税額の計算方法

$$\text{個人市民税・県民税額} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

### ○均等割額

均等割は、行政サービス経費の一部を住民に広く均等に負担していただくものです。

**年額 3,000円**（ほかに県民税（みんなの森づくり県民税含む）1,500円）

東日本大震災復興基本法に基づき、地方公共団体が実施する防災の施策に要する費用の財源を確保するため、臨時措置として、平成26年度から令和5年度までの10年間、個人住民税（市民税・県民税）のそれぞれの均等割額が500円引き上げられていましたが、この賦課徴収が終了しました。

### ※均等割額の軽減

納税義務者が次に該当する場合は、個人市民税均等割額が600円軽減されます。

- ・均等割額の納税義務を負う同一生計配偶者または扶養親族

### ○所得割額

所得割額は前年1年間の所得をもとに、次の方法で計算します。

$$\begin{array}{c} \text{課税所得金額} \\ \left( \begin{array}{c} \text{前年の所得} \\ \text{所得金額} - \text{控除額} \end{array} \right) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{所得割} \\ \text{の税率} \end{array} - \begin{array}{c} \text{税額} \\ \text{控除額等} \end{array} - \begin{array}{c} \text{配当割額控除額} \\ \text{株式等譲渡所得割額控除額} \end{array}$$

(⇒ P 5) (⇒ P 8～10) (⇒ P10) (⇒ P10～13) (⇒ P13・15)

※令和6年度は、上記計算額から定額減税が実施されます。

○森林環境税（国税）

年額 1,000円

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。森林環境税は令和6年度より個人住民税（市民税・県民税）の均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとされています。

■所得の種類

○合算して所得割額が計算される所得（総合課税）

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公社債、預貯金の利子など	(収入金額) = (利子所得の金額) ※金融機関などから支払を受ける預貯金の利子等には、他の所得と分離し県民税利子割が課税されます。(⇒P15)
配当所得	株式や出資の配当など	(収入金額) - (株式などの元本の取得に要した負債の利子) ※一定の上場株式等の配当等には、県民税配当割が特別徴収の方法により課税されます。(⇒P15)
不動産所得	地代、家賃など	(収入金額) - (必要経費)
事業所得	農業、商業など事業から生じる所得	(収入金額) - (必要経費)
給与所得	サラリーマンの給料、パート・アルバイト収入など	(収入金額) - (給与所得控除額) (⇒P6)
譲渡所得	不動産や株式等以外の資産の譲渡による所得	(収入金額) - (取得費 + 譲渡費用) - (特別控除額) ※長期譲渡所得は所得金額を1/2にして税額を計算します。
一時所得	懸賞当選金や生命保険満期返戻金など	(収入金額) - (必要経費) - (特別控除額) ※所得金額を1/2にして税額を計算します。
雑所得 ①と② 合計額	①公的年金等	(収入金額) - (公的年金等控除額) (⇒P7)
	②公的年金等以外で他の所得にあてはまらないもの	(収入金額) - (必要経費)

○他の所得と合算せず、それぞれの所得ごとに計算される主な所得（分離課税）

所得の種類		所得金額の計算方法
山林所得	山林を売った場合に生じる所得	(収入金額) - (必要経費) - (特別控除額)
退職所得	退職手当、一時恩給など	{(収入金額) - (退職所得控除額)} × 1/2 (⇒P13・14)
土地の譲渡等の事業所得等	土地の譲渡で事業として行ったもの	(収入金額) - (取得費 + 販売費等)
土地建物等の譲渡所得	土地や建物などを譲渡したとき	(収入金額) - (取得費 + 譲渡費用) - (特別控除額) (⇒P14)
株式等の譲渡所得	株式等を譲渡したとき	(収入金額) - (取得原価 + 諸費用等) ※源泉徴収口座内の一定の上場株式等の譲渡による所得については、県民税株式等譲渡所得割が特別徴収の方法により課税されます。(⇒P15)

※令和6年度より特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとなりました。これにより、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなり、所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について申告を行った場合は、個人市民税・県民税においても申告をしたとみなされます。

## ■給与所得の控除

給与所得者においては、収入金額から、必要経費に代わるものとして給与所得控除額を差し引いて、給与所得を計算します。その計算方法は、次の表のとおりです。

収入金額	給与所得の金額	
551,000円未満	0円	
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額 - 550,000円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	収入金額 ÷ 4 = A (千円未満切捨て)	$A \times 4 \times 60\% + 100,000$ 円
1,800,000円 ～ 3,599,999円		$A \times 4 \times 70\% - 80,000$ 円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		$A \times 4 \times 80\% - 440,000$ 円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 × 90% - 1,100,000円	
8,500,000円以上	収入金額 - 1,950,000円	

## ■所得金額調整控除

1. 給与収入が850万円を超え、次の(1)～(4)のいずれかの要件を満たす場合は、下記の計算による額を給与所得の額から控除します。

- (1) 本人が特別障害者に該当する
- (2) 23歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4) 特別障害者である扶養親族を有する

◆ 控除額 = (給与収入金額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 0.1

2. 給与所得および公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合、次の計算による額を給与所得の額から控除します。

◆ 控除額 = (給与所得金額 (10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得金額 (10万円を超える場合は10万円)) - 10万円

※ 1、2の両方に該当するときは、1の控除後に2の金額を控除します。

※ 扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみに適用するという制限がありません。

例えば、夫婦ともに給与収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族である子が1人いる場合は、双方がこの控除の適用を受けられます。

## ■公的年金等の雑所得金額の計算

公的年金等（遺族年金・障害年金等を除く）に係る雑所得の金額は、次の表のとおり計算します。

○公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の方

年齢区分	収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳以上の人	1,100,000円以下	0円
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額 × 75% - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額 × 85% - 685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額 × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円
65歳未満の人	600,000円以下	0円
	600,001円 ～ 1,299,999円	収入金額 - 600,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額 × 75% - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額 × 85% - 685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額 × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円

※65歳未満であるかどうかの判定は、前年の12月31日の年齢によります。

○公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超の方

年齢区分	収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額	
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	
		1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上の人	330万円未満	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額 × 75% - 175,000円	収入金額 × 75% - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額 × 85% - 585,000円	収入金額 × 85% - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額 × 95% - 1,355,000円	収入金額 × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円
65歳未満の人	130万円未満	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額 × 75% - 175,000円	収入金額 × 75% - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額 × 85% - 585,000円	収入金額 × 85% - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額 × 95% - 1,355,000円	収入金額 × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

※65歳未満であるかどうかの判定は、前年の12月31日の年齢によります。

## 所得控除

所得控除は、災害や病気治療に要した費用、配偶者・扶養親族の有無等の個人個人の事情を考慮するもので、所得金額から差し引かれます。

種類	要件	控除額																				
雑損控除	<p>災害や盗難等で資産に損失を受けた場合 次の①と②とのいずれか多いほうの金額 ※保険金等で補てんされた金額を除く</p> <p>① (災害などの損失金額) - (総所得金額等の合計額×10%) ② (災害関連支出の金額) - 5万円</p>																					
医療費控除	<p>前年中に医療費を支払った場合、次の①と②とのいずれかの金額</p> <p>① (支払った医療費) - (保険などから補てんされた金額) - (総所得金額等の合計額×5%または10万円のいずれか少ない額) (限度額200万円) ② (支払った特定一般用医薬品等購入費 - 保険金などで補てんされた金額) - 1万2千円 (限度額8万8千円) ※</p> <p>※【医療費控除の特例】 セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例) 健康の維持推進および疾病の予防への取組として一定の取組(注1)を行う個人が、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(注2)の購入の対価を支払った場合において、上記②の計算式で算出する金額について、その年分の総所得金額等から控除されます。 本特例の適用を受ける場合は、①の医療費控除の適用を受けることができません。 (注1) 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診 (注2) 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く) ただし、令和4年以後はその使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いものは除外され(令和8年末までは経過措置あり)、一方、対象医薬品以外でも同種の効能または効果を有するもので、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高い一定の医薬品は対象とされます。</p>																					
社会保険料控除	前年中に社会保険料を支払った場合	支払った金額																				
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金がある場合	支払った金額																				
生命保険料控除	<p>一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料それぞれ個別に計算した控除額の合計額。ただし、合計の控除限度額は70,000円。</p> <p>1 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)に係る控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除 新契約と旧契約の双方の支払保険料等について、「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の適用を受ける場合の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限28,000円)となります。 ア 新契約の支払保険料等については、上記の1の表により計算した金額 イ 旧契約の支払保険料等については、上記の2の表により計算した金額</p>	年間の支払保険料等	控除額	12,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 14,000円	56,000円超	一律28,000円	年間の支払保険料等	控除額	15,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 17,500円	70,000円超	一律35,000円	
年間の支払保険料等	控除額																					
12,000円以下	支払保険料等の全額																					
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円																					
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 14,000円																					
56,000円超	一律28,000円																					
年間の支払保険料等	控除額																					
15,000円以下	支払保険料等の全額																					
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円																					
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 17,500円																					
70,000円超	一律35,000円																					

地震保険料控除	地震保険料、旧長期損害保険料（平成18年末までに締結した一定のもの）を支払った場合 それぞれ個別に計算した控除額の合計額（限度額25,000円）														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震保険料</td> <td></td> <td>支払保険料 × 1/2（限度額25,000円）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期損害保険料</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>支払保険料 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>		年間の支払保険料等	控除額	地震保険料		支払保険料 × 1/2（限度額25,000円）	旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料の全額	5,000円超15,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 2,500円	15,000円超	10,000円
		年間の支払保険料等	控除額												
	地震保険料		支払保険料 × 1/2（限度額25,000円）												
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料の全額													
	5,000円超15,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 2,500円													
	15,000円超	10,000円													
<p>※ひとつの損害保険契約のなかに地震保険と長期損害保険とが含まれている場合は、地震保険料控除か長期損害保険料控除のいずれか一方を選択することになります。</p> <p>※経過措置として平成18年末までに締結した長期損害保険契約に係る保険料は、従前のおおりの損害保険料控除が適用されます。ただし、経過措置に係る損害保険料控除と地震保険料控除の両方を適用する場合は、両方を合わせて25,000円を限度とします。</p>															
	要件	控除額													
障害者控除 ※1	本人、同一生計配偶者、扶養親族が普通障害者の場合	26万円													
	特別障害者の場合	30万円													
	同居特別障害者の場合	53万円													
寡婦控除	合計所得金額が500万円以下でひとり親に該当せず、（1）夫と離婚した後、婚姻をしておらず扶養親族がいる人、（2）夫と死別した後、婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人、のいずれかに当てはまる場合	26万円													
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額が500万円以下に限る）の場合	30万円													
勤労学生控除	合計所得金額が75万円以下で給与所得等以外の所得が10万円以下の場合	26万円													
配偶者控除 配偶者特別控除	納税義務者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超									
	配偶者の合計所得金額														
	配偶者控除	48万円以下	一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	適用なし※								
			老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円									
	配偶者特別控除	48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円	適用なし								
		100万円超 105万円以下		31万円	21万円										
		105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円									
		110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円									
		115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円									
		120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円									
125万円超 130万円以下			6万円	4万円	2万円										
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円											
133万円超			適用なし												
※ただし、同一生計配偶者として、障害者控除の適用は可能															
扶養控除 ※2	生計を一にする親族で、その合計所得金額が48万円以下の場合	16歳以上19歳未満の扶養親族				33万円									
		23歳以上70歳未満の扶養親族													
		19歳以上23歳未満の扶養親族				45万円									
		70歳以上の扶養親族				38万円									
		70歳以上で同居の父母等の直系尊属扶養親族				45万円									

基礎控除	合計所得金額		控除額
	2,400万円以下		43万円
	2,400万円超	2,450万円以下	29万円
	2,450万円超	2,500万円以下	15万円
	2,500万円超		適用なし

年齢については、前年の12月31日の現況とします。

- ※1 身体障害者手帳などをお持ちでない方でも、介護保険の要介護・要支援認定を受けられた65歳以上の方で、障害者に準ずる方として認められる方は、「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができます。
- ※2 令和6年度から、30歳以上70歳未満の国外居住親族について扶養控除等の適用対象から除外されます。ただし、留学生、障害者または扶養者から38万円以上の送金を受けている者で一定の書類を提出または提示した場合は、扶養控除の適用対象となります。

## ■所得割の税率

個人市民税	個人県民税	合計
6%	4%	10%

## ■税額控除

### ○配当控除

株式の配当所得がある場合は、所得割額から配当控除額が差し引かれます。

$$\text{配当控除額} = \text{配当所得の金額} \times \text{控除率}$$

	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%
	外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%
			0.2%	0.15%

### ○住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けていて一定の要件を満たす場合は、当該年分の所得税から控除しきれなかった額を翌年度の個人市民税・県民税から控除することができます。

対象者	平成21年から令和7年12月までに入居しており、所得税の住宅ローン控除の適用を受けている方で、所得税から住宅ローン控除額を控除しきれなかった方 ※平成19・20年に入居された方には、この制度の適用はなく、所得税からの控除のみとなります。 ※令和元年10月1日から令和2年12月31日までに、消費税10%で取得した住宅へ同期間に入居した方については、控除対象期間が3年間延長されます。
控除額	次の①と②のいずれか小さい額 ① 所得税の住宅ローン控除額のうち所得税において控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額等に5%を乗じて得た額（上限97,500円）（注） （注）住宅取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が税率8%または10%である場合については、「所得税の課税総所得金額等に7%を乗じて得た額（上限136,500円）」となります。

手続	最初の年 ⇒ 税務署へ所得税の確定申告書を提出すること 2年目以降 ⇒ 年末調整もしくは確定申告をすること ※市町村への申告は原則不要です。
----	--

※上記の他に「コロナ特例」と「経済対策として控除期間13年間の措置延長」があります。

### ○寄附金税額控除

次の①～③に掲げる寄附金を支出した場合、下記の計算による額が控除されます。  
(ふるさと納税も寄附に該当します。)

適用下限額	2,000円																																		
控除対象寄附金	<p>① 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金</p> <p>② 鹿児島県共同募金会または日本赤十字社鹿児島県支部に対する寄附金（日本赤十字社鹿児島県支部分については一部対象外あり）</p> <p>③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象（公益社団法人・公益財団法人、社会福祉法人、学校法人等に対する寄附金 ※1）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として鹿児島県および鹿児島市の条例で定めるもの（※2）</p> <p>※1 国に対する寄附金および政党等に対する政治活動に関する寄附金は、住民税の寄附金税額控除の対象となりません。</p> <p>※2 鹿児島県内に主たる事務所を有する法人等に対する寄附金が対象となります。</p>																																		
控除額	基本控除額	<p><b>【控除額の計算方法】</b></p> <p>次の(1)・(2)のいずれか少ない額 × <math>\begin{cases} 6\%(\text{市民税}) \\ 4\%(\text{県民税}) \end{cases}</math></p> <p>(1) 寄附金の合計額 - 2,000円</p> <p>(2) 総所得金額等(※) × 30% - 2,000円</p> <p>※総所得金額等とは、総合課税の所得金額、分離課税の所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額</p>																																	
控除額	特例控除額	<p>寄附金に、①の寄附金が含まれる場合は、上記の控除額に加えて、次の計算による特例控除額を加算します。(調整控除後の所得割額の20%が上限)</p> <p>特例控除額 = (都道府県、市町村または特別区に対する寄附金 - 2,000円) × 下表の割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">課税総所得金額(※1)から 人的控除差調整額(※2)を控除した金額</th> <th>割合</th> <th colspan="2">課税総所得金額から 人的控除差調整額を控除した金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上</td> <td>195万円以下</td> <td>84.895%</td> <td>1,800万円超</td> <td>4,000万円以下</td> <td>49.16%</td> </tr> <tr> <td>195万円超</td> <td>330万円以下</td> <td>79.79%</td> <td>4,000万円超</td> <td></td> <td>44.055%</td> </tr> <tr> <td>330万円超</td> <td>695万円以下</td> <td>69.58%</td> <td colspan="2">0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>695万円超</td> <td>900万円以下</td> <td>66.517%</td> <td colspan="2" rowspan="2">0円未満(課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合)</td> <td rowspan="2">地方税法に定める割合</td> </tr> <tr> <td>900万円超</td> <td>1,800万円以下</td> <td>56.307%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 課税総所得金額とは、所得控除後の総所得金額</p> <p>※2 人的控除差調整額とは、所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差額の合計額</p>	課税総所得金額(※1)から 人的控除差調整額(※2)を控除した金額		割合	課税総所得金額から 人的控除差調整額を控除した金額		割合	0円以上	195万円以下	84.895%	1,800万円超	4,000万円以下	49.16%	195万円超	330万円以下	79.79%	4,000万円超		44.055%	330万円超	695万円以下	69.58%	0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)		90%	695万円超	900万円以下	66.517%	0円未満(課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合)		地方税法に定める割合	900万円超	1,800万円以下	56.307%
課税総所得金額(※1)から 人的控除差調整額(※2)を控除した金額		割合	課税総所得金額から 人的控除差調整額を控除した金額		割合																														
0円以上	195万円以下	84.895%	1,800万円超	4,000万円以下	49.16%																														
195万円超	330万円以下	79.79%	4,000万円超		44.055%																														
330万円超	695万円以下	69.58%	0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)		90%																														
695万円超	900万円以下	66.517%	0円未満(課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合)		地方税法に定める割合																														
900万円超	1,800万円以下	56.307%																																	
手続	所得税の確定申告をする場合	都道府県・市区町村等が発行する寄附金の領収書等を確定申告書とともに税務署へ提出																																	

※総務大臣の指定を受けていない地方公共団体へ寄附をした場合は、特例控除は適用されません。

○申告特例控除

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用される場合は、所得税における控除額に代えて以下の申告特例控除額が加算されます。

対象者	確定申告や市民税・県民税の申告が不要な給与所得者等が、ふるさと納税先の自治体に「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」を提出し、下記の要件を満たした方 ※提出後、記載内容に変更が生じた場合は、寄附先の地方自治体に対して、寄附をされた翌年1月10日までに、変更届出書を提出する必要があります。 ① 確定申告書、個人市民税・県民税申告書の提出を行っていないこと。 ② 特例申請をした自治体が5か所以内であること。			
特例控除額	寄附金税額控除の特例控除額（※） × 下表の割合 × $\begin{cases} 3/5 \text{ (市民税)} \\ 2/5 \text{ (県民税)} \end{cases}$			
	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
	0円以上 195万円以下	84.895分の5.105	695万円超 900万円以下	66.517分の23.483
	195万円超 330万円以下	79.79分の10.21	900万円超	56.307分の33.693
	330万円超 695万円以下	69.58分の20.42		

※総務大臣の指定を受けていない地方公共団体へ寄附をした場合は、特例控除は適用されません。

○調整控除

税源移譲に伴い、納税者の負担が変わらないように調整するため、個人市民税・県民税所得割額から一定の額が控除されます。

合計課税所得金額（※）	控除額
200万円以下の人	①と②のいずれか小さい額の5%（市民税3%、県民税2%） ① 人的控除額の差の合計額      ② 合計課税所得金額
200万円超の人	$\{ \text{人的控除の差の合計額} - (\text{合計課税所得金額} - 200\text{万円}) \} \times 5\%$ （市民税3%、県民税2%） ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円 （市民税1,500円、県民税1,000円）

※合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（課税長期譲渡所得金額等の申告分離課税に係る課税所得金額は除く。）

※令和3年度分以後は、合計所得金額2,500万円超の者には、調整控除を適用しない。

〈人的控除〉区分			控除額の差
障害者控除 （特別障害者） （同居特別障害者）			1万円 (10万円) (22万円)
寡婦・ひとり親控除	寡婦またはひとり親（父）		1万円
	ひとり親（母）		5万円
勤労学生控除			1万円
配偶者控除	納税義務者の合計所得金額		900万円以下
			900万円超 950万円以下
			950万円超 1,000万円以下

〈人的控除〉区分			控除額の差
配偶者控除 (老人)	納税義務者の 合計所得金額	900万円以下	10万円
		900万円超 950万円以下	6万円
		950万円超 1,000万円以下	3万円
配偶者特別控除 配偶者の合計所得金額が 48万円超50万円未満	納税義務者の 合計所得金額	900万円以下	5万円
		900万円超 950万円以下	4万円
		950万円超 1,000万円以下	2万円
配偶者特別控除 配偶者の合計所得金額が 50万円以上55万円未満	納税義務者の 合計所得金額	900万円以下	3万円
		900万円超 950万円以下	2万円
		950万円超 1,000万円以下	1万円
配偶者特別控除 配偶者の合計所得金額が55万円以上			適用なし
扶養控除	16歳以上19歳未満 (一般扶養)		5万円
	23歳以上70歳未満 (一般扶養)		
	19歳以上23歳未満 (特定扶養)		18万円
	70歳以上 (老人扶養)		10万円
	70歳以上 (同居老親等扶養)		13万円
基礎控除			5万円

### ○外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税等に相当する税金を課された場合に、一定の方法により計算された金額が控除されます。

### ■配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

申告の必要のない上場株式等配当および上場株式等譲渡所得を申告した場合、所得割額から配当割額および株式等譲渡所得割額を控除します。また、この控除額が所得割額を上回る場合は、均等割額に充当し、充当しきれなかった金額を還付（未納の市税がある場合にはその市税に充当）します。

### ■退職所得に係る分離課税

退職所得に係る個人市民税・県民税は、他の所得と分離して課税されます。他の所得が前年分について翌年課税されるのに対して、退職所得に係る個人市民税・県民税は退職手当等の支払者が支給の際に税額を計算し、支給額からその税額を差し引いて市町村に納めることになっています。

課税する市町村は、退職手当などの支払を受けるべき日（退職日）の属する年の1月1日現在で住所のある市町村です。納入期限は、徴収した月の翌月10日です。

$$\text{退職所得} = (\text{退職金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \text{ (1,000円未満切捨て)}$$

※ただし、勤続年数5年以内の会社役員等については、2分の1を乗じない

$$\text{税額} = \text{退職所得} \times \text{税率10\% (市民税6\%、県民税4\%、それぞれ100円未満切捨て)}$$

〈退職所得控除額〉

勤続年数 (1年未満の端数は切上げ)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※障害者になったことにより退職したと認められる場合は、100万円が加算されます。

■土地建物等の譲渡所得

土地や建物を買ったときの所得は、他の所得と分離して課税され、その土地建物を所有していた期間によって、短期譲渡所得と長期譲渡所得に区分されます。

○短期譲渡所得

譲渡のあった年の1月1日現在において所有期間が5年以下の土地建物等の譲渡所得

〈一般の短期譲渡所得に対する税額の算出方法〉

$$\text{税額} = \{ \text{短期譲渡の収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額} \} \times \text{税率 (市民税5.4\%、県民税3.6\%)}$$

○長期譲渡所得

譲渡のあった年の1月1日現在において所有期間が5年を超える土地建物等の譲渡所得

〈一般の長期譲渡所得に対する税額の算出方法〉

$$\text{税額} = \{ \text{長期譲渡の収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額} \} \times \text{税率 (市民税3\%、県民税2\%)}$$

※なお、優良住宅地の造成のために土地を譲渡した場合など、別に課税の特例がありますので、税務署におたずねください。

〈土地建物等の譲渡所得の特別控除額〉

譲渡の内容	特別控除額
収用交換等による譲渡	5,000万円
居住用財産を譲渡した場合	3,000万円
特定土地区画整理事業等のための土地等を譲渡した場合	2,000万円
特定住宅地造成事業等のための土地等を譲渡した場合	1,500万円
農地保有の合理化等のための農地を譲渡した場合	800万円
低未利用土地等を譲渡した場合	100万円

## ■個人県民税利子割

金融機関等から支払を受ける預貯金の利子等に対しては、他の所得と分離し、県民税として「利子割」が課税されます。

納 税 義 務 者	金融機関などから利子等の支払を受ける個人が、その金融機関等を通じて納めます。
税 率	5%（別に所得税及び復興特別所得税として15.315%が課税されます。）
市 町 村 へ の 交 付	県に納められた利子割収入額の一定割合が市町村へ交付されます。

## ■個人県民税配当割

一定の上場株式等の配当等および一定の投資信託の収益に対しては、他の所得と分離し、県民税として「配当割」が課税されます。

納 税 義 務 者	一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の支払を受ける人
税 率	5%（別に所得税及び復興特別所得税として15.315%が課税されます。）
市 町 村 へ の 交 付	県に納められた配当割収入額の一定割合が市町村へ交付されます。

※申告不要ですが、申告をした場合は総合課税され配当控除も適用されます。また、特別徴収されていた配当割額を所得割額から控除します。この控除額が所得割額を上回る場合は、均等割額に充当し、充当しきれなかった金額を還付（未納の市税がある場合にはその市税に充当）します。

## ■個人県民税株式等譲渡所得割

源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の上場株式等の譲渡による所得に対しては、他の所得と分離し、県民税として「株式等譲渡所得割」が課税されます。

納 税 義 務 者	譲渡益等の支払を受ける人
税 率	5%（別に所得税及び復興特別所得税として15.315%が課税されます。）
市 町 村 へ の 交 付	県に納められた株式等譲渡所得割収入額の一定割合が市町村へ交付されます。

※申告不要ですが、申告をした場合は特別徴収されていた株式等譲渡所得割額を所得割額から控除します。この控除額が所得割額を上回る場合は、均等割額に充当し、充当しきれなかった金額を還付（未納の市税がある場合にはその市税に充当）します。

# 個人市民税・県民税の計算例

## 給与所得者の場合

家族構成	夫婦・子ども3人 (妻子は所得なし。子どもは19歳と16歳と10歳)		※1 支払った生命保険料内訳
昨年中の 収 支	給与収入	7,356,800円	内 訳
	社会保険料の支払額	490,120円	新生命保険料
	生命保険料の支払額 ※1	150,000円	介護医療保険料
	医療費の支払額	450,000円	旧個人年金保険料
	(保険金などから補てんされた金額)	(300,000円)	限度額
			70,000円

給与所得金額 (⇒ P 6)	A	$7,356,800円 \times 90\% - 1,100,000円 = 5,521,120円$	
所得控除額 (⇒ P 8 ~ 10)	B	社会保険料控除額	490,120円
		生命保険料控除額	70,000円
		配偶者控除額	330,000円
		(※2 年少扶養控除額 (10歳))	0円
		扶養控除額 (16歳)	330,000円
		特定扶養控除額 (19歳)	450,000円
		医療費控除額	50,000円
		基礎控除額	430,000円
		計	2,150,120円
課税所得金額 (A - B)	C	$5,521,120円 - 2,150,120円 = 3,371,000円$ (千円未満切捨て)	
所得割額 (⇒ P10)	個人市民税額 D	$3,371,000円 \times 6\% = 202,260円$	
	個人県民税額 E	$3,371,000円 \times 4\% = 134,840円$	

※2 年少扶養 (16歳未満) には、控除がありませんが、非課税や均等割のみ課税される人を判定する際の扶養親族数には含みます。

調整控除額 (⇒ P12・13)	・ 課税所得金額 3,371,000円 (200万円を超える)
	・ 人的控除額の差額 330,000円 (配偶者控除、扶養控除、特定扶養控除、基礎控除)
	$\{ \text{人的控除額の差額} - (\text{合計課税所得金額} - 200\text{万円}) \} \times 5\%$ $= \{ 330,000円 - (3,371,000円 - 2,000,000円) \} \times 5\% = \triangle 52,050円$ (2,500円未満)
個人市民税額 F	1,500円
個人県民税額 G	1,000円

均等割額・ 森林環境税 (⇒ P 4)	個人市民税額 H	3,000円
	個人県民税額 I	1,500円
	森林環境税 J	1,000円

個人市民税・ 県民税額 森林環境税額	個人市民税 (D - F + H)	203,700円 (100円未満切捨て)
	個人県民税 (E - G + I)	135,300円 (100円未満切捨て)
	森林環境税 (J)	1,000円
	合計	340,000円
	この税額を6月から翌年5月までの給与から特別徴収します。	
	6月分 28,700円	7月以降 28,300円

## ■個人市民税・県民税の申告

1月1日（賦課期日）現在市内に住所のある人は、毎年3月15日までに市役所に申告しなければなりません。

ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。

- ①税務署に所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人
  - ②給与収入のみで、勤務先から鹿児島市に給与支払報告書が提出されている人
  - ③公的年金等（遺族年金・障害年金等を除く）のみを受給している65歳以上の人で、支給合計額が151万5千円以下の人
  - ④前年収入がなく、鹿児島市内にお住まいの親族の確定申告書、市民税・県民税申告書、給与又は公的年金等の源泉徴収票で税金上の扶養親族等となっている人
- ※前年中に遺族年金・障害年金等および雇用（失業）保険を受給しており、扶養親族等になっていない人は申告が必要です。
- ※1月1日現在鹿児島市に住所がない場合でも、鹿児島市に家屋敷（マンション、アパート、借家等を含み、他人に貸しているものは除く。）を有する人で鹿児島市内に配偶者等を残して、ご本人が他市町村に単身赴任されている場合は申告が必要です。

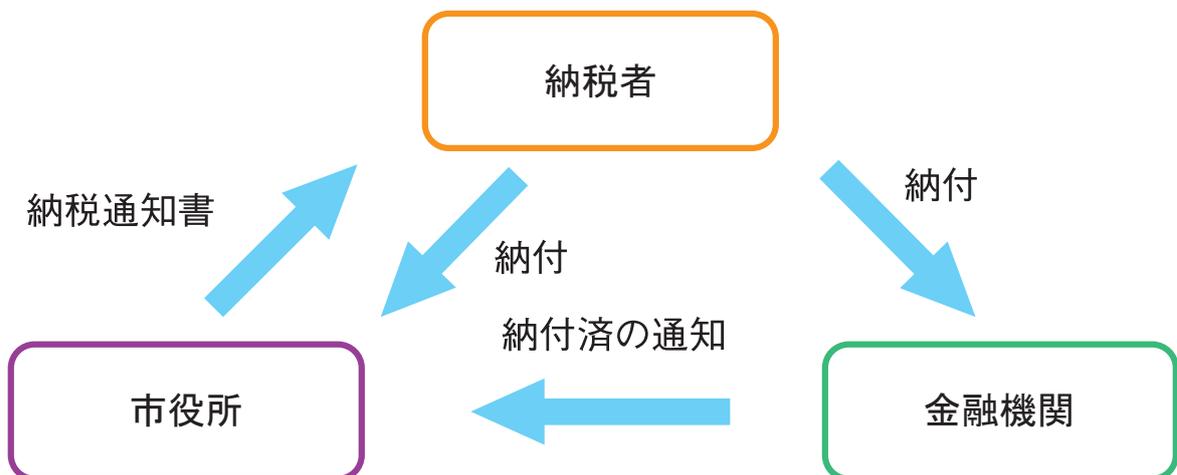
## ■納税の方法

納税の方法には、普通徴収と特別徴収の2つの方法があります。

### 《普通徴収》

#### ○普通徴収

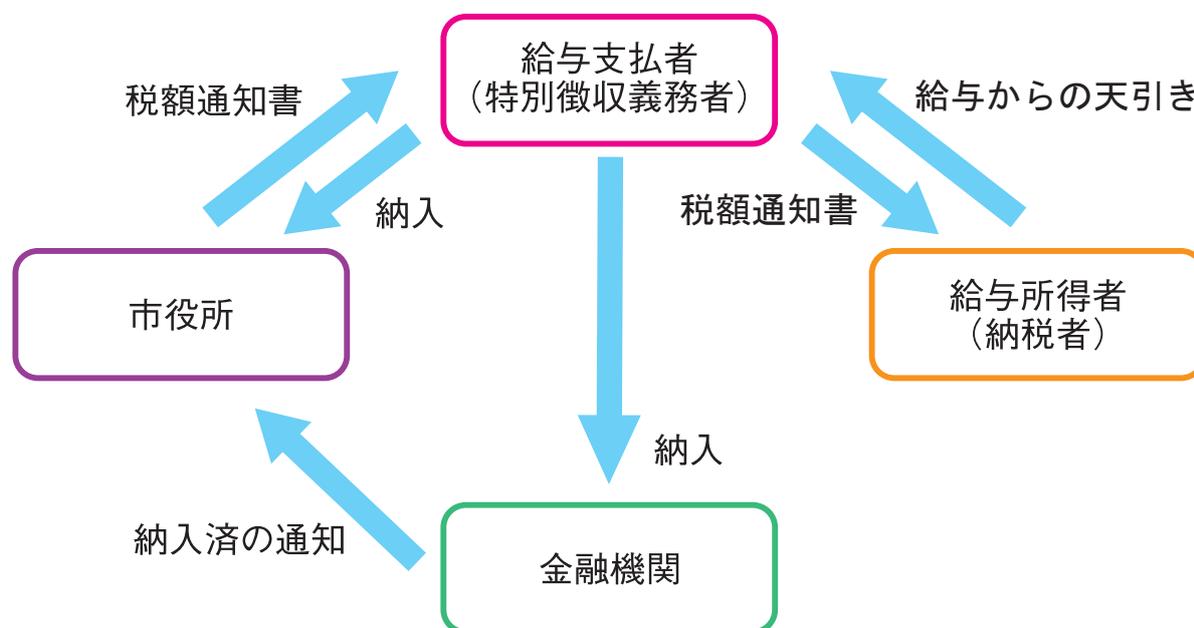
自営業者などの場合は、各人が市役所から送付される納税通知書（納付書）により、年4回（6月・8月・10月・翌年1月）に分けて納めていただくことになっています。



## 《特別徴収》

### ○給与からの特別徴収

給与所得者の場合は、会社などの給与の支払者（特別徴収義務者といいます。）が、6月から翌年5月までの各月にかけて、各従業員の給与からそれぞれの個人市民税・県民税・森林環境税を天引きし、これを翌月の10日までに納めていただきます。



### 〈年の途中で退職などした場合の徴収〉

退職、休職などにより、給与から個人市民税・県民税・森林環境税を天引きできなくなった場合は、一括徴収をした場合を除き、残りの税額を、納税通知書（納付書）により、ご本人に直接納めていただきます。

#### [一括徴収]

- ◆6月1日から12月31日までの間に退職した人などで、残りの税額を給与または退職手当等からまとめて天引きすることを申し出た場合
- ◆翌年1月1日から4月30日までの間に退職した人などで、残りの税額を超える給与または退職手当等がある場合（この場合、本人の申出がなくても、残りの税額は給与または退職手当等から一括徴収されます。）

### ○公的年金からの特別徴収

65歳以上の公的年金所得者については、老齢基礎年金給付の支払者（特別徴収義務者といいます。）が、4月から翌年3月までの年金の各支払月に、年金から個人市民税・県民税・森林環境税を天引きし、これを翌月の10日までに納めていただくことになっています。

年金から特別徴収する個人市民税・県民税・森林環境税額が変更になったことにより、年金からの特別徴収が中止となることがあります。その場合、残りの税額は納税通知書（納付書）や口座振替により納めていただきます。

## ■個人市民税・県民税・森林環境税の公的年金からの特別徴収

公的年金を受給されている方の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収の効率化を図る観点から、平成21年10月以降の支給分の公的年金を対象に特別徴収制度が導入されました。

公的年金を受給されていて、個人市民税・県民税・森林環境税の納税義務のある方は、制度導入以前は、普通徴収（ご自分で納付書や口座振替により納めていただく方法）か、給与からの特別徴収（お勤め先で月々の給与の支払の際に天引き）により納めていただいておりますが、制度導入により、公的年金等の所得に係る個人市民税・県民税が公的年金から特別徴収されることになりました。森林環境税は令和6年度の本徴収分から徴収します。

### ●対象となる方

前年中に公的年金等の支払を受けていた方で、その年の4月1日において老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の方

ただし、次の場合等においては特別徴収の対象外となります。

- ①老齢基礎年金等の給付額が年額18万円未満の方
- ②介護保険料が公的年金から特別徴収されていない方
- ③当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の給付額の年額を超える方
- ④特別徴収しようとする年金の支払金額から所得税、介護保険料、国民健康保険税（料）および後期高齢者医療保険料を控除した後の額が、個人市民税・県民税額に満たない場合

### ●対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などを含むすべての公的年金の所得に係る税額  
※年金所得以外の所得に係る個人市民税・県民税は別途徴収されます。

### ●特別徴収される年金

老齢または退職を支給事由とする年金（老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等）から特別徴収されます。（障害年金、遺族年金、企業年金等の年金からは特別徴収されません。）

### ●実施時期

今年度から新たに特別徴収の対象となる方は、本年10月支給分から。  
昨年10月支給分から既に実施されている方は、継続。

### 【今年度から新たに公的年金特別徴収の対象となる方】

	普通徴収（個人納付）		特別徴収（本徴収）		
	6月（第1期）	8月（第2期）	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

※ 前年度の途中で、公的年金から特別徴収する税額が変更になったこと等に伴い、特別徴収が中止になった方は、今年度の10月の年金支給分から特別徴収が再開されます。この場合、今年度から新たに特別徴収の対象となる方と同様、6月と8月の2期分は納付書の方法で納めていただくこととなります。

### 【公的年金特別徴収が継続されている方】

	特 別 徴 収					
	仮 徴 収			本 徴 収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	前年度分の年税額の6分の1ずつ			年税額から仮徴収額を控除した額の3分の1ずつ		

※（注）表中の年税額は、公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額です。

※令和6年度の森林環境税は仮徴収分に含めず、本徴収分より徴収します。年の途中で税額の変更があった場合など、上記表のようにならないことがあります。

### ■65歳未満の方の公的年金等の所得に係る所得割額の徴収方法

公的年金からの個人市民税・県民税・森林環境税の特別徴収制度の対象とならない65歳未満の方のうち、公的年金等に係る所得を有する給与所得者で公的年金等の所得に係る所得割額がある方は、原則として、給与所得に係る税額と合算し、給与から特別徴収（天引き）の方法により徴収されることになります。

なお、確定申告書等の提出の際に、給与所得以外の所得に係る個人市民税・県民税・森林環境税の納税方法について、納付書等での個人納付（普通徴収）を選択された場合には、普通徴収となります。

※65歳以上の方につきましては、公的年金等の所得に係る所得割額を給与からの特別徴収とすることはできません。

### 令和6年度個人住民税の定額減税

デフレ脱却のための一時的な措置として、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和6年度個人住民税の特別税額控除が実施されることになりました。

#### ■対象者

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

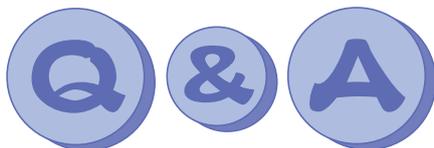
#### ■減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

#### ■徴収方法

- ①給与からの特別徴収
- ②普通徴収（納付書及び口座振替による徴収）
- ③公的年金からの特別徴収

※詳しくは市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp>）をご覧ください。



**問 年の途中で転出した場合の個人市民税・県民税・森林環境税は？**

私は今年2月に鹿児島市からA市に転出しました。今年度の個人市民税・県民税・森林環境税を、どちらに納めなければならないのですか。

**答** 個人市民税・県民税・森林環境税は、その年の1月1日現在にお住まいの市町村が課税することになっています。

あなたの場合、1月1日現在の住所は鹿児島市にありましたので、今年度の個人市民税・県民税・森林環境税は鹿児島市に納めることになります。

**問 死亡した夫の個人市民税・県民税・森林環境税は？**

私の夫は今年2月に死亡しましたが、個人市民税・県民税・森林環境税の納税通知書が届きました。これは納めなければならないのでしょうか。

**答** 個人市民税・県民税・森林環境税は、その年の1月1日現在その市町村にお住まいの人に課税されます。

あなたの配偶者の場合、2月に亡くなられたとのことですので、今年度の個人市民税・県民税・森林環境税は課税されます。納税義務者が死亡された場合、その年の1月1日時点を基準に課税します。未納の個人市民税・県民税・森林環境税は相続人に継承されます。相続人の方は、「相続人代表者指定届」の提出が必要になります。(相続放棄される場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。)

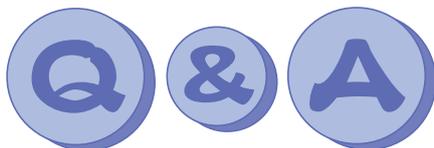
**問 昨年会社を退職しました。今年は無職なのに、なぜ個人市民税・県民税・森林環境税の通知が？**

私は、昨年12月に会社を退職しました。その後は無職なのですが、今年6月に納税通知書が自宅に届きました。私は勤めている間、毎月の給与から個人市民税・県民税・森林環境税は差し引かれていたのに、どうして納税通知書が送られてきたのでしょうか。

**答** 個人市民税・県民税・森林環境税は前年中の所得をもとに課税されます。したがって、今年6月に届いた納税通知書は、あなたが勤めていた昨年中(1月～12月)の給与所得をもとに計算した令和6年度の個人市民税・県民税・森林環境税です。

なお、退職したために給与から差し引けなくなった令和5年度個人市民税・県民税の残りの税額は、退職時に一括徴収(⇒P18)するか、ご自分で納税通知書により納めていただくこととなります。

	令和6年度個人市民税・県民税・森林環境税	令和5年度個人市民税・県民税
対象となる所得の期間	令和5年1月～令和5年12月	令和4年1月～令和4年12月



**問 二つの市町村に個人市民税・県民税を納めなければならないのは？**

私はA市に単身赴任しており、その市に個人市民税・県民税・森林環境税を納めています。ところが、家族が住んでいる鹿児島市からも税額4,500円の納税通知書が届きました。どうしてでしょうか。

**答**

鹿児島市がお届けした4,500円の納税通知書は、あなたが鹿児島市に所有している家屋敷（借家を含む。）に対して課税される均等割のみの個人市民税・県民税です。

他の市町村にお住まいで、そこで個人市民税・県民税・森林環境税を納めている人でも、鹿児島市に事業所あるいは家屋敷を所有している場合は均等割が課税されることとなります。（⇒P 3）

**問 妻にパート収入があるのですが？**

私の妻は、105万円のパート収入があり、私は500万円の給与収入があります。私の個人市民税・県民税の配偶者控除はどうなりますか。また、妻の個人市民税・県民税・森林環境税はどうなりますか。

**答**

配偶者控除を受けるには、配偶者の所得が48万円（給与収入で103万円）以下で、かつ、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下（給与収入で1,195万円以下）でなければなりません。あなたの場合、奥様の所得が50万円（105万円－給与所得控除額55万円）となりますので、配偶者控除を受けることはできません。

しかし、配偶者の所得が133万円以下（給与収入で201万6千円未満）で、かつ、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下であれば、配偶者特別控除が受けられます。

配偶者特別控除額は、配偶者の所得と納税義務者の合計所得金額に応じて定められています。（⇒P 9）したがって、あなたの場合は、33万円の配偶者特別控除を受けることができます。

また、配偶者のパート収入が96万5千円を超えると、配偶者にも個人市民税・県民税・森林環境税が課税されます。あなたの奥様はパート収入が105万円ですので、奥様にも個人市民税・県民税・森林環境税が課税されることとなります。

これらをまとめると下表のようになります。

配偶者の給与収入額	配偶者の個人市民税・県民税		配偶者控除が 受けられる	配偶者特別控除 が受けられる
	均等割※	所得割		
965,000円以下	×	×	○	×
965,000円超1,000,000円以下	○			
1,000,000円超1,030,000円以下		○	×	○
1,030,000円超2,016,000円未満				
2,016,000円以上				×

※上記の表は納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の場合に適用されます。

※均等割とあわせて、森林環境税を徴収します。

## 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所・事業所等がある法人等に課税される税で、資本金等に応じて負担する均等割と法人の所得に応じて負担する法人税割があります。

### ■納税義務者

法人市民税の納税義務者は、次のとおりです。

納税義務者	均等割	法人税割
市内に事務所または事業所がある法人	○	○
市内に寮・宿泊所等がある法人で、事務所や事業所がないもの	○	×
市内に事務所または事業所がある公益法人等または法人でない社団等で、収益事業を行っているもの	○	○
市内に事務所または事業所がある公益法人等で、収益事業を行わないもの	○	×
市内に事務所または事業所がある法人課税信託の受託者	×	○

### ■法人の設立届と異動届

法人を設立したり、法人の内容に変更があった場合は、届出が必要です。

事 例	提出する書類	提出期限
<ul style="list-style-type: none"> <li>法人等を設立した場合</li> <li>支店等を設置した場合</li> </ul>	法人等設立（設置）申告書	事業を開始した日から10日以内
<ul style="list-style-type: none"> <li>法人等を解散した場合</li> <li>支店等を閉鎖した場合</li> </ul>	法人等異動届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人等を解散した日から10日以内</li> <li>支店等を閉鎖した日から10日以内</li> </ul>
所在地、商号、代表者、決算期等法人の内容に変更があった場合		内容に変更のあった日から10日以内

## ■ 税率

### (1) 均等割額

法人等の区分	従業者数	税率（年額）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共法人および公益法人等（収益事業を行う独立行政法人を除く。）</li> <li>・ 人格のない社団等</li> <li>・ 一般社団法人および一般財団法人</li> <li>・ 保険業法に規定する相互会社以外で資本金の額または出資金の額を有しない法人</li> </ul>		50,000円
資本金等の額が1千万円以下	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
資本金等の額が1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
資本金等の額が1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
資本金等の額が10億円超50億円以下	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
資本金等の額が50億円超	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

※資本金等の額…法人税法第2条第16号または同条第17号の2に規定する額

（平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する額。ただし、資本金等の額が資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金および資本準備金の合計額または出資金の額とします。）

※従業者数……市内に有する事務所等の従業者数の合計数

（資本金等の額および従業者数は、課税標準の算定期間の末日で判定します。）

### (2) 法人税割額

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額} \times \text{税率}8.4\%$$

## ■ 申告と納税の方法

法人市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、納付すべき税額を算出して申告し、その申告をした税金を納めることになっています。

# 固定資産税

固定資産税は、1月1日（「賦課期日」といいます。）現在、市内に土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人が納める税金です。

## ■課税の対象となる固定資産

- 土地……田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地
- 家屋……住宅、店舗、事務所、工場、倉庫など
- 償却資産……事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品、船舶など

## ■納税義務者

固定資産税を納める人は、次のとおりです。

土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

## ■税額算定のあらし

固定資産税は、次のような手順で税額が決定されます。

① 固定資産を評価して、その価格等をもとに課税標準額を算定します。



② 課税標準額に税率を乗じて税額を算定します。  
税額 = 課税標準額 × 税率（1.4%）



③ 税額等を記載した納税通知書を納税者に送付します。

## ○免税点

市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産それぞれの課税標準額の合計額が、それぞれ次の金額（免税点）に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

- 土地…… 30万円
- 家屋…… 20万円
- 償却資産…… 150万円

## ■土地に対する課税

### (1) 評価の方法

土地の評価は、地目別に固定資産評価基準により評価します。

#### ○地目

固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、賦課期日現在の現況の地目です。

#### ○地積

原則として登記簿に登録されている地積です。

#### ○価格

固定資産評価基準に基づき、地価公示価格などをもとに算定した正常売買価格を基礎として求めます。

### <宅地評価のしくみ>

#### ① 地域の区分

道路、家屋の疎密度、公共施設等からの距離、宅地の利用上の便などを考慮して地域を区分



#### ② 標準宅地<sup>※1</sup>選定

奥行、間口、形状等が標準的な宅地を選定



#### ③ 主要な街路の路線価<sup>※2</sup>の付設

標準宅地の面する街路に付設



#### ④ その他の街路の路線価の付設

主要な街路の路線価と比較して、その他の街路の路線価を付設



#### ⑤ 各筆の評価

路線価を基礎として、各筆の形状等に応じて、価格を決定

※1 「標準宅地」とは、市町村内の状況の類似する地域ごとに、その主要な街路に接した標準的な宅地をいいます。

※2 「路線価」とは、その街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

主要な街路の路線価は、標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価価格等を基にして求められ、その他の街路の路線価は、この主要な街路の路線価を基にして道路の幅員や公共施設からの距離等に応じて求められます。

宅地の価格(評価額)は、この路線価を基にしてそれぞれの宅地の状況(奥行、間口、形状など)に応じて求められます。

### <路線価等の公開>

納税者の方々に土地の評価への理解と認識を深めていただくため、評価額の基礎となる路線価と標準宅地の所在を公開しています。

一般財団法人資産評価システム研究センターが全国の路線価等を公開しているホームページ「全国地価マップ」(<https://www.chikamap.jp>)でもご覧いただけます。

## (2) 負担軽減措置

### 住宅用地に対する特例

住宅用地は、人が居住する住宅の敷地として使用されている土地で、課税標準額が軽減されます。具体的には、住宅1戸につき200㎡以下の住宅用地（「小規模住宅用地」といいます。）の課税標準額は評価額の1/6に、それ以外の住宅用地（住宅1戸につき200㎡を超える部分の住宅用地。「一般住宅用地」といいます。）の課税標準額は評価額の1/3に軽減されます。

住宅用地および被災住宅用地（住宅が災害により滅失、損壊した住宅の用に供されていた土地で、一定の要件を満たす土地）に対する特例を受けるには、申告が必要です。住宅の新増築や取り壊し、家屋の用途変更（例：住宅⇒店舗、1～2階店舗⇒1階店舗、2階住宅）のときは、資産税課または各支所の税務課窓口へ申告してください。

## (3) 宅地の税負担の調整措置

平成9年度の評価替え以降、課税の公平性の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、負担水準の均衡化は相当程度進展してきていますが、一方で、令和6年度評価替えにおいては、近年の都市部の地価上昇により、負担水準のばらつきが拡大しました。

このような状況を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、納税者の負担感に配慮しつつ、段階的に負担水準の均衡化を進めるため、令和6年度から令和8年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みを継続することとされています。

「負担水準」とは、個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の評価額} (\times \text{住宅用地特例率} (1/3 \text{ または } 1/6))}$$

※住宅用地については、評価額に住宅用地特例率を乗じます。  
(小規模住宅用地…… 1/6、一般住宅用地…… 1/3)

#### (4) 宅地の税額の求め方

##### ●商業地等の宅地

「商業地等の宅地」とは、住宅用地以外の宅地のことをいいます。

- ① 固定資産税額は、次のとおり求められます。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額}$$

(評価額  $\times$  70%)

- ② ただし、令和6年度の評価額（以下 $\text{\textcircled{A}}$ とします。）と比べて令和5年度の課税標準額が次の場合の土地については、令和6年度の課税標準額は次のとおりとなります。

(ア) 令和5年度課税標準額が $\text{\textcircled{A}}$ の70%を超える場合

→ $\text{\textcircled{A}}$ の70%

(イ) 令和5年度課税標準額が $\text{\textcircled{A}}$ の60%以上70%以下の場合

→令和5年度課税標準額と同額に据え置きます。

(ウ) 令和5年度課税標準額が $\text{\textcircled{A}}$ の60%未満の場合

→令和5年度課税標準額 +  $\text{\textcircled{A}} \times 5\%$

(ただし、上記(ウ)により計算した額が、 $\text{\textcircled{A}}$ の60%を上回る場合は $\text{\textcircled{A}}$ の60%、 $\text{\textcircled{A}}$ の20%を下回る場合は $\text{\textcircled{A}}$ の20%が令和6年度の課税標準額となります。)

##### ●住宅用地

- ① 固定資産税額は、次のとおり求められます。

$$\text{課税標準額}^* \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額}$$

※令和6年度の評価額に $1/6$ または $1/3$ を乗じた額（以下 $\text{\textcircled{B}}$ とします。）

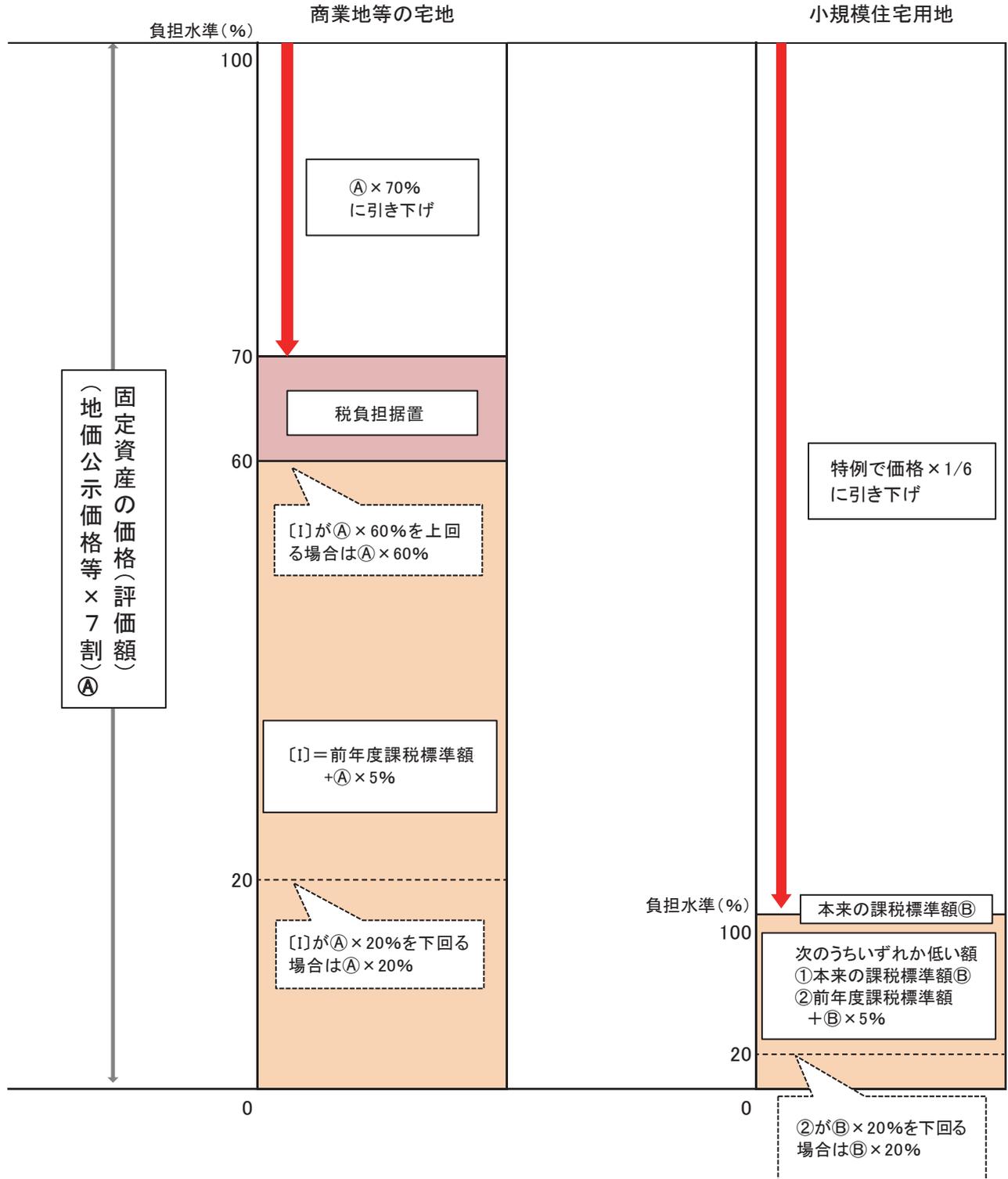
小規模住宅用地は $1/6$ 、一般住宅用地は $1/3$ を乗じます。

- ② ただし、 $\text{\textcircled{B}}$ （本来の課税標準額）が次の額を超える場合は、次の額が令和6年度の課税標準額となります。

$$\text{令和5年度課税標準額} + \text{\textcircled{B}} \times 5\%$$

(ただし、上記により計算した額が、 $\text{\textcircled{B}}$ の20%を下回る場合は、 $\text{\textcircled{B}}$ の20%が令和6年度の課税標準額となります。)

# 負担調整措置



## (5) 農地

農地についても、負担水準の区分に応じたなだらかな税負担の調整措置が導入されています。市街化区域農地の課税標準額は、原則として評価額に1/3を乗じた額となります。税負担の調整措置は、次のとおりです。

【令和6年度】

令和6年度の課税標準額＝令和5年度課税標準額×負担調整率  
(負担調整率表)

負担水準	負担調整率
90%以上	1.025
80%以上90%未満	1.05
70%以上80%未満	1.075
70%未満	1.10



## ■家屋に対する課税

### (1) 評価の方法

固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基礎に評価します。

#### ① 新築家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

再建築価格……評価対象の家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率……建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわしたものです。

#### ② 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

||

$$\text{基準年度の前年度の再建築価格} \times \text{再建築費評点補正率}^*$$

※再建築費評点補正率……前回の評価替えからの3年間の建築物価の変動を反映した率で、令和6年度の評価替えの際に用いられた数値です。

(木造家屋……1.11、非木造家屋……1.07)

上記算式により算出された評価額が評価替え前の額を超える場合は、引き上げられることなく、前基準年度の評価額に据え置かれます。

## (2) 新築住宅に関する減額措置

新築住宅が次の要件に該当する場合、新築後一定期間（一般住宅は新築後3年度分、3階建以上の中高層耐火建築物の住宅は新築後5年度分）、固定資産税額の1/2が減額されます。

- ① 専用住宅（居住部分が全部）や併用住宅（居住部分の割合が1/2以上）であること。
- ② 居住部分の床面積が50㎡（一戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下であること。

※減額の対象は、住居として用いられている部分（居住部分）のみで、併用住宅の店舗や事務所部分は対象になりません。なお、居住部分の床面積が120㎡を超える部分は、減額の対象になりません。

また、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅については、特例措置として一般住宅は新築後5年度分、3階建以上の中高層耐火建築物の住宅は新築後7年度分が減額されます。この特例措置を受けるには、長期優良住宅の認定通知書（市建築指導課発行）を添えて、新たに固定資産税が課されることになる年度の初日の属する年の1月31日までに申告しなければなりません。

## (3) 既存住宅の耐震改修を行った場合の軽減

既存住宅で、平成25年1月1日から令和8年3月31日まで（特定耐震基準適合住宅の場合、平成29年4月1日から令和8年3月31日まで）に一定の耐震改修工事を行うと、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、その住宅の固定資産税額（1戸あたり120㎡相当分までに限る。）の1/2（特定耐震基準適合住宅は2/3）が減額されます。要件は次のとおりです。

- ① 昭和57年1月1日以前から存在している住宅であること。
- ② 現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合した改修工事であること。
- ③ 改修工事費が1戸当たり50万円超であること。

※この減額を受けようとする住宅の所有者は、建築士等による現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書（特定耐震基準適合住宅の場合は、長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類も必要）を添えて、改修後3か月以内に申告しなければなりません。

※居住部分の床面積が家屋の床面積の1/2以上であるものが対象です。

※「特定耐震基準適合住宅」とは、長期優良住宅の認定を受けて耐震改修された住宅のことです。

## (4) 住宅の省エネ改修を行った場合の軽減

既存住宅で、令和4年4月1日から令和8年3月31日までに一定の省エネ改修工事を行うと、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、その住宅の固定資産税額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）の1/3（特定熱損失防止改修等住宅は2/3）が減額されます。要件は次のとおりです。

- ① 次のアからエまでの工事のうち、アを含む工事を行うこと。  
ア. 窓の改修工事（必須） イ. 床、天井または壁の断熱改修工事 ウ. 太陽光発電装置の設置工事 エ. 高効率空調機の設置工事、高効率給湯器の設置工事または太陽熱利用システムの設置工事（ア、イの改修工事により、それぞれの断熱改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること。）
- ② 当該改修工事が平成26年4月1日に存在する住宅（賃貸住宅を除く。）において行われること。
- ③ 当該改修工事に要する費用が60万円超（国または地方公共団体からの補助金等を除く。）であること。  
※上記①のウ、エの設備設置工事を行う場合は、ア及びアと併せて行うイの工事に充てた工事費用が50万円を超え、ア～エの工事合計額が60万円を超えていること。
- ④ 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

※この減額を受けようとする住宅の所有者は、建築士等による証明書（特定熱損失防止改修等住宅の場合は、長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類も必要）を添え

て、改修後3か月以内に申告しなければなりません。

※「特定熱損失防止改修等住宅」とは、長期優良住宅の認定を受けて省エネ改修された住宅のことです。

#### (5) 住宅のバリアフリー改修を行った場合の軽減

既存住宅で、平成28年4月1日から令和8年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事を行うと、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、その住宅の固定資産税額（1戸当たり100㎡相当分までに限る。）の1/3が減額されます。要件は次のとおりです。

- ① 65歳以上の者、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている者または障害者が居住する住宅であること。
- ② 当該改修工事が新築された日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅を除く。）において行われること。
- ③ 当該改修工事に要する費用が50万円超（国または地方公共団体からの補助金等を除く。）であること。
- ④ 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

※この減額を受けようとする住宅の所有者は、一定のバリアフリー改修工事内容等を確認できる書類を添えて、改修後3か月以内に申告しなければなりません。

## ■償却資産に対する課税

固定資産評価基準に基づき、資産の取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

### (1) 前年中に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right)$$

### (2) 前年より前に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率}) \quad \dots\dots (a)$$

ただし、(a)により求めた額が、(取得価額×5%)よりも小さい場合は、(取得価額×5%)により求めた額を評価額とします。

固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。

取得価額…原則として国税の取扱いと同じです。

減 価 率…原則として耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

〈償却資産に対する課税の固定資産税と国税の取扱いの比較〉

項目	固定資産税	国税
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法	建物以外の一般の資産は、定率法または定額法の選択制
前年中の新規取得	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	制度なし	制度あり
特別償却、割増償却の制度（租税特別措置法）	制度なし	制度あり
増加償却の制度（所得税、法人税）	制度あり	制度あり
評価額の最低限度	取得価格の5/100	備忘価格（1円）
改良費	区分評価	原則区分、一部合算も可

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況などを申告しなければなりません。  
申告期限：1月31日

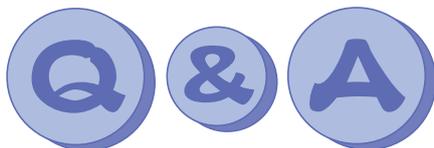
### ■固定資産の評価替え

土地と家屋の評価額は、原則として3年ごとに見直し（評価替え）を行います。したがって、評価替え年度（基準年度）の翌年度（第二年度）と翌々年度（第三年度）は評価額を据え置きます。ただし、新たに課税対象となった場合や土地の地目変更、家屋の増改築等があった場合は、基準年度以外の年度でも評価額の見直しを行います。

また、令和7年度、令和8年度に地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない土地は、評価額の修正を行います。

### ■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1日から最初の納期限の日（令和6年度は5月31日）までの間、土地または家屋の納税者は、土地価格等縦覧帳簿または家屋価格等縦覧帳簿により、自分の土地や家屋の評価額と、他の土地や家屋の評価額とを比較することができます。



### 問 売却した固定資産の納税義務者は誰ですか？

私は昨年12月に土地と家屋を売り、今年の2月に所有権移転登記の手続きをしました。今年度の固定資産税の納税義務者は誰になりますか。

答 固定資産税は、賦課期日である1月1日現在、登記簿に所有者として登記されている人が課税台帳上の所有者、つまり納税義務者となりますので、今年度の固定資産税は、あなたが納税義務者となります。

#### 賦課期日前に亡くなった場合

所有者として登録されている人が1月1日より前に亡くなった場合は、1月1日現在でその土地や家屋を現に所有している人（相続人など）が納税義務者になります。

このようなときは、現所有者とその代表者を申告してください。

#### 市外へ転出した場合

納税義務者が市外へ転出するときは、市内に住んでいる人の中から本人に代わって納税通知書を受け取り、納税する「納税管理人」を定めて申告してください。

---

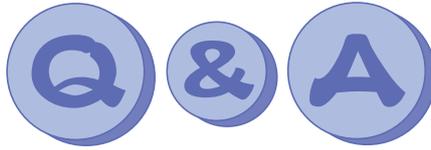
### 問 地価が下落しているのに、税額が上がるのはおかしいのではないのでしょうか？

答 現行の仕組みでは、税負担の公平性の観点から、負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）の均衡化を重視した調整措置が講じられています。具体的には、負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は税負担を引き上げていく仕組みとなっています。

したがって、直近の地価が下落傾向にあるとしても、負担水準が低く、本来負担すべき税額までゆるやかに引き上げている過程にある土地では、負担調整措置により税額が上がることもあります。

なお、令和7年度、令和8年度に地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、据置年度でも価格を修正することとされており、地価の下落が評価額に適切に反映されるようになっています。





**問** 住宅を取り壊したのに、税額が上がったのは？

**答** 住宅用地には、課税標準額を軽減するための特例措置があります。対象は、1月1日現在、実際に住宅の敷地として利用されている土地です。

あなたの土地は、面積が200㎡以下のため、昨年度までは小規模住宅用地として課税標準額を評価額の1/6とする特例が適用されていたのですが、今年度からは住宅が取り壊されたことにより、この特例措置が適用されなくなったため、結果として税額が上がったこととなります。

**問** 家屋の税額が急に上がったのは？

私は、令和2年9月に住宅を新築しましたが、令和6年度から税額が急に高くなっています。これはなぜでしょうか。

**答** 新築の住宅に対しては、固定資産税の減額措置が設けられており、一定の要件を満たすときは、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分（3階建以上の中高層耐火建築物の住宅は新築後5年度分）に限り税額の1/2が減額されます。

あなたの場合は、令和3年度から令和5年度までの分の固定資産税が減額されており、この減額適用期間が終了し、本来の税額に戻ったために税額が上がったこととなります。

**問** 家屋は年々古くなるのに、税額が下がらないのはどうしてでしょうか？

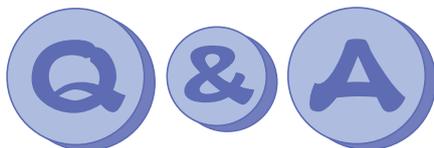
**答** 家屋の評価額は、再建築価格に経年減点補正率を乗じて求められます。

「再建築価格」とは、評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費です。

「経年減点補正率」とは、建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価をあらわした補正率のことです。

この方法によると、評価替えの年度から次の評価替えの年度までの間に、再建築価格の基礎となる建築費の上昇分が経年減点補正率による減価分を上回れば評価額は上がり、下回れば評価額は下がります。つまり、建築費の上昇が激しい場合には、家屋が古くなっても評価額が上昇することがあります。

ただし、上記により求めた評価額が評価替え前の評価額を上回る場合は、評価替え前の評価額に据え置く仕組みになっています。



### 問 固定資産税の税額の計算方法は？

私は、200㎡の敷地に建つ一戸建て住宅（床面積100㎡）に住んでいます。固定資産税の税額はようになりますか。

答 次の例で、令和6年度の税額を実際に求めてみましょう。

○土地（敷地面積200㎡）	
令和6年度評価額	31,000,000円
令和5年度課税標準額	4,500,000円
○家屋（平成13年12月建築、木造2階建、床面積100㎡）	
令和6年度評価額	2,470,000円

#### <固定資産税額>

##### ●土地

本来の課税標準額＝31,000,000円×1/6≒5,166,666円・・・①

令和5年度課税標準額＋令和6年度の本来の課税標準額×5%

＝4,500,000円＋（31,000,000円×1/6）×5%≒4,758,333円・・・②

①と②のうち、金額が低い②の額が令和6年度の課税標準額となります。

##### ●家屋

令和6年度課税標準額＝2,470,000円

##### ●課税標準額

土地の課税標準額 家屋の課税標準額

4,758,333円＋2,470,000円＝7,228,333円

7,228,333円→7,228,000円（千円未満切捨て）

##### ●税額

課税標準額

7,228,000円×1.4%＝101,192円

101,192円→101,100円（100円未満切捨て）

### 問 償却資産とは具体的にどのようなものですか？

答 償却資産は、土地および家屋以外の事業のために用いることができる構築物・機械・備品などのうち取得価額が原則10万円以上の資産で、具体的には、次のようなものです。

①構築物…広告塔、舗装路面、緑化施設、建物附属設備（テナント内装・内部造作など）

②機械および装置…クレーン、土木建設設備、機械式駐車設備、農業用設備など

③船舶

④航空機

⑤車両および運搬具…大型特殊自動車、工場内運搬具など

⑥工具、器具および備品…パソコンなどの事務機器、テレビ、冷蔵庫、エアコンなど

なお、自動車や原動機付自転車のように自動車税または軽自動車税の課税対象となるものや、鉱業権・漁業権・ソフトウェアなどのように無形減価償却資産といわれるものは対象となりません。

# 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業（街路、公園、上下水道などの整備）または土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。

## ■課税対象となる資産

都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地および家屋

## ■納税義務者

賦課期日現在、市街化区域内に土地または家屋を所有している人



## ■税額の算定方法

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率(0.3\%)}$$

### ○課税標準額

土地	(1) 住宅用地に対する課税標準の特例措置 ① 小規模住宅用地（住宅1戸につき200㎡以下の住宅用地）評価額の1/3 ② 一般住宅用地（住宅1戸につき200㎡を超える部分の住宅用地）評価額の2/3 (2) 固定資産税と同様に税負担の調整措置を講じています。
家屋	固定資産税の課税標準額となるべき価格（評価額）

## ■免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税は課税されません。

## ■納税の方法

固定資産税とあわせて納めることになっています。

# 特別土地保有税

特別土地保有税は、投機的な土地取引の抑制と宅地の供給促進を目的として昭和48年に創設された税で、5,000㎡以上の土地の所有または取得に対して課税されるものです。

ただし、平成15年度の税制改正により、当分の間、平成15年度以降については課税停止（新たな課税は行わない）となっています。

# 軽自動車税

## 種別割

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます。）の所有者に対して課税されます。

### ■納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等の所有者  
 ※割賦（所有権留保付）販売の場合は、買主が所有者とみなされます。

### ■税率

(1) 原動機付自転車および二輪車など

車種			税率（年額）
原動機付自転車	総排気量は また格出力 (電気)	50cc以下または0.6kW以下のもの（特定小型原動機付自転車を含む）	2,000円
		50ccまたは0.6kWを超え90ccまたは0.8kW以下のもの	2,000円
		90ccまたは0.8kWを超え125ccまたは1.0kW以下のもの	2,400円
		ミニカー（三輪以上で50cc以下または0.6kW以下のもの）	3,700円
二輪の軽自動車		125ccを超え、250cc以下のもの（側車付のものを含む）	3,600円
小型特殊自動車		農 耕 作 業 用	2,400円
		そ の 他	5,900円
二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）			6,000円

(2) 四輪以上および三輪の軽自動車

車種区分			税率（年額）		
			平成27年3月31日以前に 初めて新規登録した車両	平成27年4月1日以後に 初めて新規登録した車両	初めて新規登録した年月 から13年を経過した車両
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪 以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

(3) 四輪以上および三輪の軽自動車に対するグリーン化特例（軽課）

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに初めて新規登録した軽四輪等で、排出ガス性能および燃費性能のすぐれた車両について、令和6年度分に限り、軽自動車税（種別割）を次の税率に軽減します。

車種区分		税率（年額）			
		電気自動車、天然ガス車 (H30年排出ガス規制適合又はH21年排出ガス基準10%低減達成)	H30年排出ガス基準50%低減達成又はH17年排出ガス基準75%低減達成のガソリン車（ハイブリッド車を含む）		
			次の燃費基準の達成車 乗用営業用：R2年度燃費基準達成 かつR12年度燃費基準90%達成	次の燃費基準の達成車 乗用営業用：R2年度燃費基準達成 かつR12年度燃費基準70%達成	
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	—	—
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	—	—
		営業用	1,000円	—	—

※一定の要件に該当する身体障害者・精神障害者等の方の課税を免除する制度があります。

■申告

(1) 原動機付自転車（125cc以下のバイク、ミニカー）、小型特殊自動車の場合

原動機付自転車（125cc以下のバイク、ミニカー）および小型特殊自動車を取得された方は15日以内に、また廃車や譲渡などをされた方は30日以内に、市民税課または各支所の税務課で申告してください。

申告場所	申告事由	申告に必要なもの			
		ナンバープレート	警察届出日 警察受理No.	販売・譲渡証明書	車台番号
市民税課 または 各支所税務課	登録			○	○
	廃車・転出	○			○
	盗難		○		○
	紛失				○

※名義変更の場合は、旧所有者の廃車手続きを行い、新所有者の名義で登録します。

(2) 軽自動車（三輪および四輪）、125ccを超えるバイクの場合

申告の手続きについては、下記へお尋ねください。

車種	申告場所
軽自動車（三輪、四輪）	一般社団法人全国軽自動車協会連合会鹿児島事務所 〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4-42 電話099-261-4011
125ccを超えるバイク	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局 〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4-1 電話050-5540-2089（音声案内）

■納税の方法

市役所から送付する納税通知書により4月30日までに納めていただくことになっています。

※納期限が土・日曜日、祝日その他一般の休日にあたる時は、休日の翌日、休日が連続する場合は最後の休日の翌日になります。

## 環境性能割

軽自動車税（環境性能割）は、令和元年10月1日より自動車取得税の廃止に伴い導入され、軽自動車の取得者に対して課税されます。賦課徴収については、県が行います。

### ■納税義務者

三輪以上の軽自動車を取得した者

### ■税額の算出方法および税率

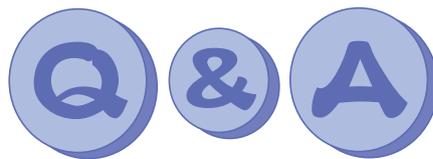
$$\text{税額} = \text{自動車の取得価額} \times \text{税率}$$

※50万円以下免税

区分			税率	
			自家用	営業用
電気自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準10%低減達成）			非課税	非課税
ガソリン車 （ハイブリッド車を含む） ※1		令和6年1月1日～令和7年3月31日		
	乗用	令和12年度燃費基準80%達成※2		
	貨物	令和4年度燃費基準+5%達成	2%	1%
	乗用	令和12年度燃費基準70%達成※2		
	貨物	令和4年度燃費基準達成		
	乗用	令和12年度燃費基準60%達成※2		
貨物	令和4年度燃費基準95%達成			
上記以外			2%	2%

※1 ガソリン車（ハイブリッド車を含む）に適用する排出ガス要件：平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成のものに限る。

※2 令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。



**問** バイクを他人に譲ったのに、自分に納税通知書が届いたのはなぜでしょうか？

**答** バイクを譲ったときに名義変更の手続きをしましたか。  
名義変更の手続きをしないと、そのバイクの所有者はあなたのままなので、納税通知書は所有者であるあなたに送られます。

**問** 年度途中でバイクや軽自動車を廃車した場合、税金はどうなりますか？

**答** 軽自動車税（種別割）は毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している人に課税されます。したがって、4月2日以降に廃車手続きをしても、その年度は納めていただくこととなります。また、自動車税（種別割）のような月割課税制度はなく、廃車した月以降の返金はありません。

# 市たばこ税

市たばこ税は、たばこの卸売販売業者等が市内の小売販売業者に売り渡した「たばこ」に対して課税されます。

## ■納税義務者

たばこの卸売販売業者等です。

たばこの小売価格には、既に税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、たばこを買う人です。

## ■税額の算出方法および税率

$$\text{税額} = \text{売り渡し等をした製造たばこの本数} \times \text{税率}$$

<税率>

1,000本につき6,552円で課税されます。

※加熱式たばこ、葉巻たばこ等は、換算方法が異なります。

## ■申告と納税の方法

たばこの卸売販売業者等が、毎月算出した税額を翌月末までに申告し、納めることになっています。

# 入湯税

入湯税は、鉱泉源の保護のための施設整備や観光振興等の費用に充てるための目的税です。

## ■納税義務者

温泉（鉱泉浴場）の入湯客

## ■税率

1人1日 150円

※15歳以下の人や一般公衆浴場等での日常の入湯行為には課税されません。

## ■納税の方法

入湯税は入湯客が直接市に納めるのではなく、温泉の経営者が入湯客から受け取って翌月末までに申告し、納めることになっています。

# 事業所税

事業所税は、都市環境の整備および改善に関する事業の費用に充てるための目的税で、事業を行う法人または個人に課税されます。

## ■納税義務者および税率等

	資産割	従業者割
納税義務者	事業所または事務所等において事業を行う法人または個人	
課税標準	市内の事業所用家屋の合計床面積（㎡）	従業者給与総額（円）
税率	600円／㎡	0.25%
免税点	市内の事業所用家屋の合計床面積が1,000㎡以下※であるときは課税されません。	市内の従業者数が100人以下であるときは課税されません。

※市内に複数の事業所用家屋がある場合は、全事業所用家屋の床面積を合算します。また、自己所有の家屋か賃借物件かどうかにかかわらず、実際にそこで事業を行う法人や個人が該当します。

## ■申告と納税の方法

事業所税は、事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税額を納めることになっています。

### 地方税電子申告・電子納税のご案内

鹿児島市では、地方税ポータルシステム（<sup>エルタックス</sup>eLTAX）を利用した市税の電子申告や納付手続き（電子納税）ができます。

#### ■エルタックスを利用できる主な申告（申請・届出）手続き

法人市民税、個人市民税・県民税給与支払報告書、固定資産税（償却資産）、事業所税、市たばこ税、入湯税

※個人が行う市民税・県民税の申告は、利用できません。

#### ■エルタックスを利用できる主な納税手続き（地方税共通納税システム）

法人市民税、個人市民税・県民税（特別徴収分、退職所得分）、事業所税、市たばこ税、入湯税（個人市民税・県民税（普通徴収）の納付については地方税お支払サイト（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。）

#### ■エルタックスのメリット

- ・書類を窓口を持参したり郵送したりする手間がなくなります。
- ・鹿児島市だけでなく、他の地方公共団体へも手続きができます。
- ・エルタックスに対応した市販の税務会計ソフトで作成したデータが使用できます。
- ・市役所閉庁後も利用できます。

利用時間 8：30～24：00（土日祝祭日、年末年始を除く）

#### ■エルタックスについてのお問い合わせ先

地方税共同機構

電話0570-081459（全国一律市内通話料金）、03-5521-0019（通常通話料金）

受付時間 9：00～17：00（土日祝祭日、年末年始を除く）

ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

# 市税の納付

## ■主な市税の納期

税 目		納 期 限
軽自動車税（種別割）		4月30日
個人 市民税・ 県民税	普通徴収	第1期：6月30日 第2期：8月31日 第3期：10月31日 第4期：翌年1月31日
	給与からの特別徴収	翌月10日
	公的年金からの特別徴収	年金支払月の翌月10日
固定資産税・都市計画税		第1期：5月31日 第2期：7月31日 第3期：9月30日 第4期：12月28日
法人 市民税	確定申告	事業年度終了後2か月以内
	予定申告・中間申告	事業年度開始後6か月を経過した日から2か月以内
市たばこ税		翌月末
入湯税		翌月末
事業所税	法人	事業年度終了後2か月以内
	個人	翌年の3月15日

※上記の納期限が閉庁日（土・日曜日、祝日、年末年始、その他一般の休日）にあたる場合、納期限直後の開庁日になります。

## ■納付場所

- (1) 鹿児島市役所納税課、各支所の税務課窓口
- (2) 鹿児島市指定金融機関  
鹿児島銀行本店、各支店、各出張所
- (3) 鹿児島市収納代理金融機関<sup>\*1</sup>  
本店、各支店および各出張所

銀 行	南日本、三井住友 <sup>*2</sup> 、みずほ <sup>*2</sup> 、肥後、福岡、宮崎、熊本、西日本シティ、宮崎太陽、ゆうちょ（郵便局を含む） <sup>*3</sup>
信 託 銀 行	みずほ <sup>*2</sup>
信 用 金 庫	鹿児島、鹿児島相互、奄美大島
組 合	鹿児島興業信用
農 業 協 同 組 合	鹿児島県信用農業協同組合連合会、鹿児島みらい、いぶすき、さつま日置
漁 業 協 同 組 合	九州信用漁業協同組合連合会（鹿児島県内各店舗）
金 庫	九州労働

※1 地方税統一QRコードが印刷された納付書は、読み取りに対応するすべての金融機関でご利用できます。

※2 ご利用できる納付書は、地方税統一QRコードが印刷された納付書に限ります。

※3 ペイジーマークのない納付書（個人市民税・県民税（給与特徴）、法人市民税など）は九州内（沖縄を除く。）に限りご利用できます。

- (4) コンビニエンスストアの全国の店舗（一部対象外の店舗があります。）  
おもて面の左下にバーコードが印字されている納付書をご利用できます。
- (5) MMK（マルチメディアキオスク）設置店  
おもて面の左下にバーコードが印字されている納付書をご利用できます。
- (6) モバイル決済  
おもて面の下部に地方税統一QRコードが印刷されている納付書

決済手段	アプリ・カードの種類
スマートフォン決済アプリ (地方税統一QRコードを読み取る)	PayPay、au PAY、d払い、楽天ペイ、PayB、モバイルレジ など
クレジットカード (地方税お支払サイトから利用)	VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub

※クレジットカードによる納付は地方税お支払サイト (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>)にてご利用できます。詳細は地方税お支払サイトをご確認ください。

おもて面の左下にバーコードが印刷されている納付書

決済手段	アプリ・カードの種類
スマートフォン決済アプリ (バーコードを読み取る)	PayPay、LINE Pay、支払秘書、PayB、モバイルレジ

※市役所、金融機関及びコンビニエンスストアの窓口でスマートフォン決済アプリやクレジットカードを提示しての納付はできませんのでご了承ください。

※再発行された納付書に記載の納期限を過ぎた場合、コンビニエンスストアやMMK（マルチメディアキオスク）設置店、モバイル決済での納付ができない場合がございますのでご了承ください。

(7) エルタックスを利用した電子納税

(個人市民税・県民税（特別徴収分、退職所得分）、法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税）  
詳細はエルタックスホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご確認ください。

(8) Pay-easy(ペイジー)

(個人市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）)

金融機関名	ATMによるPay-easy(ペイジー) 利用
三井住友銀行、みずほ銀行、福岡銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行（郵便局を含む）、鹿児島県信用農業協同組合連合会、鹿児島みらい農業協同組合、いぶすき農業協同組合、さつま日置農業協同組合	○
鹿児島銀行、南日本銀行、西日本シティ銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、肥後銀行、みずほ信託銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、九州労働金庫、九州信用漁業協同組合連合会	×

※モバイル決済やPay-easy（ペイジー）による納付は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストアまたは市役所窓口で納付してください。

※インターネットバンキングのご利用については、各金融機関へお問い合わせください。

## ■口座振替

口座振替は、指定した預貯金口座から自動的に納税する方法です。納期の度に納付のお手続きをする手間が省けますので大変便利です。

一度口座振替の手続きをされますと、翌年度以降も継続して振替されます。

### (1) 口座振替が利用できる市税

現年度分の個人市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）  
 ※軽自動車税（種別割）は、所有している全車両の税金が振替の対象で、口座振替をする車両を限定することはできません。

### (2) 口座振替できる金融機関

鹿児島市指定金融機関 鹿児島市収納代理金融機関（⇒ P43）  
 ※九州信用漁業協同組合連合会は、鹿児島統括支店のみの取扱いです。

### (3) 口座振替できる預貯金

普通預金、通常貯金、当座預金、納税準備預金

### (4) 申込手続き



Web 口座振替受付サービスはこちら

申込方法	手続き	申込期限※	注意事項
①インターネット	<b>Web 口座振替受付サービス</b> 鹿児島市ホームページから専用サイトにアクセスし、お申込みください。	納期限の 当月10日 まで	下記金融機関で普通預貯金口座のキャッシュカードを発行済みの個人の方に限ります。 ・鹿児島銀行 ・南日本銀行 ・鹿児島信用金庫 ・鹿児島相互信用金庫 ・奄美大島信用金庫 ・鹿児島県信用農業協同組合連合会 ・鹿児島みらい農協 ・いぶすき農協 ・さつま日置農協 ・ゆうちょ銀行
②鹿児島市窓口	<b>ペイジー口座振替受付サービス</b> 鹿児島市役所納税課、各支所税務課の窓口で、口座名義人ご本人がキャッシュカードを使い、お申込みください。  <b>窓口様式</b> 鹿児島市役所納税課、各支所税務課の窓口でお申込みください。		
③金融機関窓口 (申込書)	市内の取扱金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の窓口で必要事項を記入の上、お申込みください。	納期限の <u>前月</u> 10日 まで	㊦通帳 ㊧銀行印 ㊨納税通知書 をお持ちください。  郵送様式の申込書は鹿児島市役所納税課、各支所税務課でのみ受付できます。
④郵送 (申込書)	鹿児島市ホームページから申込書（郵送様式）をダウンロードし、納税課収納係へ郵送してください。		

※「納期限（＝振替日）」は、P43「主な市税の納期」の表内の日付です。

また、申込期限日が土日、祝日に当たるときは、前開庁日が申込期日となります。

#### (5) 振替済通知

軽自動車税（種別割）では、継続検査（車検）対象車両にのみ振替済通知書兼納税証明書を送付し、個人市民税・県民税（普通徴収）および固定資産税・都市計画税では、希望者に対し、まとめて1通の用紙で送付しています。

※口座振替結果は、預貯金通帳にてご確認できます。

#### ■過誤納金の還付

税額が修正されて納め過ぎとなった税金や誤って納められた税金（過誤納金といいます。）をお返しする場合、「過誤納金還付通知書」を送付いたします。「鹿児島市税還付金口座振込依頼書」が同封されている場合には、必要事項を記入（および必要に応じて押印）のうえご返送ください。

また、還付通知書の宛名と振込先の口座の名義が同一の場合には電子申請による還付の手続きができます。詳しくは通知書同封の返信用封筒に記載のQRコードを読み取ってご確認ください。

鹿児島市納税課ですでに振込先口座の登録がある場合は、通知書に記載の口座へお振り込みいたしております。

ただし、他の税金に滞納がある場合、過誤納金はその税金に充当されます。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 納期内納付と滞納

#### ■市税の滞納と延滞金

納期限までに納めないことを滞納といい、市税を滞納すると、督促状や催告書などにより納税を促すこととなります。

また、納期限までに納めた方との公平を保つため、本来の税額の他に延滞金も合わせて納めていただかなければなりません。

延滞金は、納める税額をもとに納期限の翌日から納める日までの日数に応じて年14.6%（納期限の翌日から1か月を過ぎる日までは年7.3%の割合）を上限として、地方税法により定められた割合で計算されます。

#### ■滞納処分

市税を滞納すると、大切な市税を確保するため、その方の財産（不動産、動産、給与、預貯金など）を差し押さえ、さらにこれらの財産を公売するなどの滞納処分を行うこととなります。

このように、市税を滞納するとその方にとっても不利益となりますが、市としても滞納整理のために費用を要することとなります。

#### ■納期内納付にご協力を

市の歳入の根幹である市税をまちづくりに活用するため、納期内納付にご協力ください。

#### ■生活支援の取組

生活困窮などの理由で納税が困難な方へ、生活支援の取組として、必要に応じて「市民相談センター」や「生活・就労支援センターかごしま」などへの案内を行っております。

特別な事情で納税にお困りの場合、お気軽にご相談ください。

# 納税の猶予と市税等の減免

## ■納税の猶予

税金は納期限内に納めるのが原則ですが、納税者などが被災されたり病気にかかった場合、または事業を廃止した場合など一度に納税することができないと認められる場合は、申請に基づいて原則として1年以内の期間、納める期間を遅らせたり、分割して納めることができます。

## ■市税等の減免

災害により損害を受けたり、生活扶助を受けているなど特別な事情がある場合には、その状況に応じて減免されることがあります。減免を申し出る場合は、減免申請書を提出していただくことが必要です。

税の種類	主な要件
個人市県民税	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活扶助などを受けている場合</li><li>・一定規模以上の災害（全壊、半壊、床上浸水など）により居住用の住宅や家財に損害を受けた場合</li><li>・廃業や疾病などにより、所得が著しく減少し納税が著しく困難な場合</li></ul>
森林環境税	同上 ※ただし、森林環境税は国税のため、一部、要件が異なる場合があります。
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活扶助などを受けている場合</li><li>・一定規模以上の災害（全壊、半壊、床上浸水など）によりその固定資産に損害を受けた場合</li></ul>
事業所税	<ul style="list-style-type: none"><li>・一定規模以上の災害（全壊、半壊、床上浸水など）によりその施設に損害を受けた場合等</li></ul>

# 審査請求等

市税の課税の決定や滞納処分について不服のある人は、市長に対して文書により審査請求をすることができます。主な処分に対する審査請求をできる期間は、次のとおりです。

区 分	期 間
市 税 の 課 税 の 決 定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押えに係る通知を受け取った日の翌日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日まで
差 押 え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売の期日等のいずれか早い日まで

## ■取消の訴え（行政訴訟）

市税の課税の決定や滞納処分などについての取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決を経なければ行うことができません。（出訴期間は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）

ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ないでも訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
- 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

## ■固定資産の価格についての審査申出

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、鹿児島市固定資産評価審査委員会（窓口：市民税課税制係）に審査の申出をすることができます。申出期間は、固定資産の価格等を台帳登録した旨を公示した日以降、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内です。

ただし、基準年度（評価替えが行われた年）以外の年度は、次の場合など地方税法に定めのある特別な事情を除いては、審査申出をすることができません。

- 地目の変更および家屋の新築または増改築、取壊しがあった場合
- 地価下落等に伴い土地の価格が減額修正された場合

固定資産評価審査委員会に対して審査の申出ができる事項については、地方税法の規定により、審査の申出に対する決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

# 市税の証明と閲覧

## ■証明や閲覧を請求できる人

個人や法人の秘密に関することであるため、請求できるのは次の人に限られます。本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証、敬老パスなど）が必要です。

- (1) 個人の場合
  - ・本人
  - ・本人と住民票上同一世帯の人
  - ・相続人
  - ・納税管理人
  - ・本人からの委任状（本人の自署または記名押印あり）を持参した人
- (2) 法人の場合
  - ・法人名の入った印鑑、またはその印鑑を押印した委任状を持参した人

## ■証明書等の種類と手数料

証明書等の種類	手数料	担当課
市民税・県民税関係証明書		資産税課 各支所の税務課
所得額証明書	1年度1件 300円	
課税額証明書（非課税証明書）		
所得額・課税額証明書		
固定資産関係証明書等		
資産証明書（無資産証明書）	1件 300円	
登録事項証明書	1筆1棟 300円	
評価証明書		
公課証明書		
土地・家屋名寄閲覧（写し）	1件 300円	
課税台帳閲覧（写し）（土地・家屋・償却資産）		
住宅用家屋証明書	1件 1,300円	
納税関係証明書		
市民税・県民税	1年度1件 300円	
固定資産税・都市計画税		
軽自動車税*		
その他の市税（法人市民税など）	1件 300円	
市税に滞納がないことの証明書		
その他の証明		市民税課 各支所の税務課
軽自動車税に関する証明	1件 300円	
営業に関する証明		

※軽自動車税納税証明書（継続検査用）は無料

## ■コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機で市民税・県民税関係証明書などを取ることができます。

### (1) コンビニ交付サービスで取れる証明書

- ①所得額証明書
- ②課税額（非課税）証明書
- ③所得額・課税額証明書
- ④市・県民税納税証明書（個人のみ）

### (2) 手数料

1年度1件 200円

### (3) 利用できる方

次の①と②両方にあてはまる方が利用できます。

- ①鹿児島市に対象年度の市民税・県民税の課税情報がある方
- ②鹿児島市に住民登録があり、マイナンバーカードをお持ちの方

### (4) 利用時間

午前6時30分から午後11時まで

## ■オンライン申請

市税証明書などをインターネット上で請求し、郵送で受け取ることができます。

手続きには、マイナンバーカードとクレジットカードが必要です。

詳しくは、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp>）をご覧ください。

## ■郵便での請求

郵便で証明書等を請求するときは、次のものを送付してください。

### ○税務証明申請書

鹿児島市のホームページからダウンロードすることができます。印刷できないときは、便箋等に以下の必要事項を書いてください。

- ① 現住所
- ② 1月1日時点での住所（鹿児島市在住時の住所）
- ③ 氏名・生年月日（フリガナも付記してください。）
- ④ 代理人や相続人が請求する場合、代理人・相続人の現住所・氏名・生年月日
- ⑤ 必要な証明書等の種類・年度・必要枚数
- ⑥ 使用目的（提出先）
- ⑦ 電話番号（昼間の連絡先）
- ⑧ 物件の所在地（町丁名と地番。物件を指定した固定資産税関係証明書等が必要な場合のみ。）

○返信用封筒（宛先を記入し、必要分の切手を貼ったもの）

○手数料（定額小為替または現金）

○請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の写し

○委任状（代理人が請求する場合）

## ■問い合わせ先

市民税・県民税、固定資産および納税関係証明書	資産税課賦課総括係	電話099-216-1180
その他の証明	市民税課諸税係	電話099-216-1172

## 市税に関する問い合わせ先

課名	電話番号(099)	所在地
市民税課	216-1171～1175	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1
資産税課	216-1179～1182・1185・1187	
納税課	216-1189～1194	
特別滞納整理課	216-1195	
谷山税務課	269-8417・8421・8423・8426・8427	〒891-0194 鹿児島市谷山中央4丁目4927
伊敷税務課	229-9736・2807	〒890-0008 鹿児島市伊敷5丁目15-1
吉野税務課	244-7392・7359	〒892-0871 鹿児島市吉野町3256-3
吉田税務課	294-1213	〒891-1392 鹿児島市本城町1696
桜島税務課	293-2348	〒891-1415 鹿児島市桜島藤野町1439
東桜島税務係	221-2112	〒891-1543 鹿児島市東桜島町863-1
喜入税務課	345-3759	〒891-0203 鹿児島市喜入町7000
松元税務課	278-5416	〒899-2792 鹿児島市上谷口町2883
郡山税務課	298-2115	〒891-1192 鹿児島市郡山町141

## 市税の窓口

担当課	業務内容
市民税課	個人市民税、法人市民税、 軽自動車税（種別割）、入湯税、 市たばこ税、事業所税
資産税課	固定資産税・都市計画税、 特別土地保有税、市税証明の交付
納税課	納税相談、口座振替、市税の還付、 督促状・催告書の送付、滞納整理

担当課	業務内容
各支所の 税務課	個人市民税、固定資産税・都市計画税、 軽自動車税（種別割）、市税証明の交 付、納税相談、督促状・催告書の送付 など

## 税務相談（市税の窓口以外）

■相続税、贈与税、所得税など個人に課税される国税に関する相談（無料）

相談窓口	相談日	相談時間	場所	電話(099)
市民相談センター	第2木曜日（2・3月除く）	13時～16時	本庁東別館1階	216-1205
谷山支所総務課	第2水曜日（2・3月除く）	13時～16時	谷山支所1階	269-8404
伊敷支所総務市民課	第3木曜日（2・3月除く）	13時～16時	伊敷支所3階	229-2111 （代表）
吉野支所総務市民課	第3水曜日（2・3月除く）	13時～16時	吉野支所1階	244-7111 （代表）

※対象は市民。相談日については、都合により変更する場合がありますのでお電話でご確認ください。

※電話での相談は不可。

※相談日当日の8時30分から各相談窓口へ直接か電話で予約ができます。

# 国税のあらまし

国税には、次のようなものがあります。

所得税	個人の1年間の所得に対して課される税金です。
法人税	法人の各事業年度の所得に対して課される税金です。
相続税	亡くなった人の財産を相続などにより取得したときに課される税金です。
贈与税	個人から土地や現金、株式などの財産をもらったときに課される税金です。
消費税	商品の販売、サービスの提供などに課税され、最終的に消費者が負担する税金です。
たばこ税	たばこを製造場から出荷したときや輸入したときに課される税金です。

その他、揮発油税、自動車重量税、登録免許税、印紙税などがあります。

## 所得税

- 納税義務者 その1年間に一定の所得があった人
- 課税する年 令和5年分の所得税は、その年の所得に対して課税されます。(令和6年度分の個人市民税・県民税は、令和5年中の所得に対して課税されます。)
- 税額の計算 所得および税額の計算方法は個人市民税・県民税の所得割と同じですが、所得控除額、税率および税額控除額は異なります。

### 所得控除

種類	要件・控除額										
雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除	個人市民税・県民税と同じです。										
生命保険料控除	<p>納税者が一定の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合には、一定の金額を所得金額から差し引くことができます。</p> <p>なお、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。</p> <p>(1) 新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>20,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 1/2 + 10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 80,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 1/4 + 20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超</td> <td>一律40,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等	控除額	20,000円以下	支払保険料等の全額	20,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円	40,000円超 80,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000円	80,000円超	一律40,000円
年間の支払保険料等	控除額										
20,000円以下	支払保険料等の全額										
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円										
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000円										
80,000円超	一律40,000円										

種 類	要件・控除額																		
生 命 保 険 料 控 除	(2) 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額																		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年間の支払保険料等</th> <th style="text-align: center;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>25,000円超 50,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 1/2 + 12,500円</td> </tr> <tr> <td>50,000円超 100,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 1/4 + 25,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000円超</td> <td>一律50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等	控除額	25,000円以下	支払保険料等の全額	25,000円超 50,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 12,500円	50,000円超 100,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 25,000円	100,000円超	一律50,000円								
	年間の支払保険料等	控除額																	
	25,000円以下	支払保険料等の全額																	
	25,000円超 50,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 12,500円																	
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 25,000円																		
100,000円超	一律50,000円																		
(3) 新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額																			
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用する生命保険料控除</th> <th style="text-align: center;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新契約のみ生命保険料控除を適用</td> <td>(1) に基づき算定した控除額</td> </tr> <tr> <td>旧契約のみ生命保険料控除を適用</td> <td>(2) に基づき算定した控除額</td> </tr> <tr> <td>新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用</td> <td>(1) に基づき算定した新契約の控除額と(2) に基づき算定した旧契約の控除額の合計額（最高4万円）</td> </tr> </tbody> </table>	適用する生命保険料控除	控除額	新契約のみ生命保険料控除を適用	(1) に基づき算定した控除額	旧契約のみ生命保険料控除を適用	(2) に基づき算定した控除額	新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	(1) に基づき算定した新契約の控除額と(2) に基づき算定した旧契約の控除額の合計額（最高4万円）											
適用する生命保険料控除	控除額																		
新契約のみ生命保険料控除を適用	(1) に基づき算定した控除額																		
旧契約のみ生命保険料控除を適用	(2) に基づき算定した控除額																		
新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	(1) に基づき算定した新契約の控除額と(2) に基づき算定した旧契約の控除額の合計額（最高4万円）																		
(4) 生命保険料控除額 生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料について、(1) から(3) により計算した各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。 なお、この合計額が12万円を超える場合には、生命保険料控除額は12万円となります。																			
地 震 保 険 料 控 除	納税者が地震保険料等を支払った場合には、一定の金額を所得金額から差し引くことができます（控除限度額50,000円）。																		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">年間の支払保険料等</th> <th style="text-align: center;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(1) 地震保険料</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>50,000円（限度額）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(2) 旧長期損害保険料 ※平成18年12月31日以前に締結した一定の長期損害保険料</td> <td>10,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>10,000円超 20,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 1/2 + 5,000円</td> </tr> <tr> <td>20,000円超</td> <td>15,000円（限度額）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1)・(2) 両方がある場合</td> <td></td> <td>(1)・(2) それぞれの方法で計算した金額の合計額（最高50,000円）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	年間の支払保険料等	控除額	(1) 地震保険料	50,000円以下	支払保険料等の全額	50,000円超	50,000円（限度額）	(2) 旧長期損害保険料 ※平成18年12月31日以前に締結した一定の長期損害保険料	10,000円以下	支払保険料等の全額	10,000円超 20,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 5,000円	20,000円超	15,000円（限度額）	(1)・(2) 両方がある場合		(1)・(2) それぞれの方法で計算した金額の合計額（最高50,000円）
	区 分	年間の支払保険料等	控除額																
	(1) 地震保険料	50,000円以下	支払保険料等の全額																
		50,000円超	50,000円（限度額）																
(2) 旧長期損害保険料 ※平成18年12月31日以前に締結した一定の長期損害保険料	10,000円以下	支払保険料等の全額																	
	10,000円超 20,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 5,000円																	
	20,000円超	15,000円（限度額）																	
(1)・(2) 両方がある場合		(1)・(2) それぞれの方法で計算した金額の合計額（最高50,000円）																	
寄 附 金 控 除	納税者が特定寄附金（※）を支払った場合には、一定の金額を所得金額から差し引くことができます。																		
	（※）特定寄附金とは、国、地方公共供団体に対する寄附金、独立行政法人、日本赤十字社、公益財団法人、社会福祉法人、認定 NPO 法人等の特定の団体に対する寄附金です。 控除額 〔「特定寄附金の額の合計額」と「総所得金額等の合計額の40%」のいずれか少ない方の額〕 - 2,000円																		

種 類	要件・控除額						
障 害 者 控 除	納税者が障害者又は同一生計配偶者や扶養親族に障害者がいる場合、一定の金額を所得金額から差し引くことができます。						
	区分		控除額				
			本人	配偶者・扶養家族			
	障害者		27万円				
特別障害者（同居以外）		40万円					
同居特別障害者				75万円			
ひとり親控除 (令和2年分以降) 寡 婦 控 除	納税者がひとり親又は寡婦に該当する場合は、一定の金額を所得金額から差し引くことができます。						
	合計所得金額が500万以下であり、次表に該当する者						
	配偶関係	死別(生死不明)	離婚	未婚のひとり親	控除の種類		
	扶養親族	子	35万円	35万円	35万円	ひとり親控除	
	子以外	27万円	27万円	—	寡婦控除		
	なし	27万円	—	—			
勤 労 学 生 控 除	納税者が特定の大学、専修学校などの学生で給与所得等を有し、かつ、合計所得金額が75万円以下であるなど一定の場合、27万円を所得金額から差し引くことができます。						
配 偶 者 控 除	納税者の合計所得金額が1,000万円以下であり、かつ、配偶者の合計所得金額が133万円以下である場合、一定の金額を差し引くことができます。						
			あなたの合計所得金額				
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
	配 偶 者 特 別 控 除	配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	48万円以下		38万円	26万円	13万円
			48万円以下（70歳以上）		48万円	32万円	16万円
			48万円超 95万円以下		38万円	26万円	13万円
			95万円超 100万円以下		36万円	24万円	12万円
			100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
			105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
			110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
			115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下			11万円	8万円	4万円		
125万円超 130万円以下			6万円	4万円	2万円		
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円			
133万円超		0円	0円	0円			
扶 養 控 除	納税者が、生計を一にする親族でその合計所得金額が48万円以下の方を扶養している場合、一定の金額を差し引くことができます。						
	一般の扶養親族（0歳～16歳未満は除く）			38万円			
扶 養 控 除	特定扶養親族（19歳以上23歳未満）			63万円			
	老人扶養親族（70歳以上）			48万円			
	同居老親等（70歳以上で同居を常としている父母等）			58万円			

種 類	要件・控除額		
基 礎 控 除	納税者の合計所得金額が2,500万円以下である場合、一定の金額を差し引くことができます。		
	納税者の合計所得金額		控除額
	2,400万円以下		48万円
	2,400万円超	2,450万円以下	32万円
	2,450万円超	2,500万円以下	16万円
	2,500万円超	0円（適用なし）	

## ■税率

所得金額の合計から各所得控除を差し引き、千円未満を切り捨てた金額が課税される所得金額となります。

課税される所得金額（A）	税率
1,000円 ～ 1,949,000円まで	A × 5%
1,950,000円 ～ 3,299,000円まで	A × 10% - 97,500円
3,300,000円 ～ 6,949,000円まで	A × 20% - 427,500円
6,950,000円 ～ 8,999,000円まで	A × 23% - 636,000円
9,000,000円 ～ 17,999,000円まで	A × 33% - 1,536,000円
18,000,000円 ～ 39,999,000円以下	A × 40% - 2,796,000円
40,000,000円以上	A × 45% - 4,796,000円

このほかに復興特別所得税（基準所得税額×2.1%（小数点以下切捨て））が課税されます。

## ■税額控除

### ○配当控除

内国法人等から支払を受ける配当や特定株式投資信託の収益の分配（外国株価指数に投資を行うものを除く。）等を総合課税の方法により確定申告をしている場合、配当所得の一定の割合を控除することができます。

区分	内国法人からの配当	証券投資信託の収益の分配	一般外貨建等証券投資信託の収益の分配
課税総所得金額等が1,000万円以下の場合	10%	5%	2.5%
課税所得金額等が1,000万円以下の部分	10%	5%	2.5%
1,000万円超の場合	5%	2.5%	1.25%

### ○寄附金特別控除

対象となる寄附金	政党または政治資金団体	公益社団法人等、認定NPO法人等
税額控除額	（寄附金額 - 2,000円）×30% ただし、所得税額の25%相当額が限度	（寄附金額 - 2,000円）×40% ただし、所得税額の25%相当額が限度

※寄附金控除との選択制

### ◆ 参考（合計所得金額とは）

合計所得金額とは、その年の所得金額について、それぞれ繰越控除を適用する前の総所得金額、租税特別措置法の規定に基づく分離課税の対象となる所得の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいますが、分離短期譲渡所得及び分離長期譲渡所得は特別控除前の額になります。

## ○住宅借入金等特別控除

住宅ローン等を利用して、一定の要件の下、マイホームの取得、増改築等をして居住の用に供した場合に、住宅ローン等の年末残高または住宅の取得等の対価の額のうち少ない方の金額に控除率を乗じた金額を各年分の所得税額から控除できる制度です。

平成25年から令和5年までに居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高限度額及び控除率（一般住宅の場合）は次表のとおりです。

居住開始年月日	控除期間	住宅ローン 年末残高 限度額	控除率	(参考)	
				最大控除 可能額 (年額)	
平成25年1月1日～平成26年3月31日	10年	2,000万円	1.0%	20万円	
平成26年4月1日～ 令和元年9月30日	特定取得に該当 <sup>※1</sup>	4,000万円	1.0%	40万円	
	上記以外	2,000万円	1.0%	20万円	
令和元年10月1日～ 令和2年12月31日	特別特定取得に該当 <sup>※2</sup>	4,000万円	1.0%	40万円	
	特定取得に該当	4,000万円	1.0%	40万円	
	上記以外	2,000万円	1.0%	20万円	
令和3年1月1日～ 令和3年12月31日	特別特例取得に該当 <sup>※3</sup>	4,000万円	1.0%	40万円	
	特例特別特例取得に該当 <sup>※4</sup>	4,000万円	1.0%	40万円	
	特例取得に該当 <sup>※5</sup>	10年	4,000万円	1.0%	40万円
		13年	4,000万円	1.0%	40万円
	特定取得に該当 <sup>※6</sup>	10年	4,000万円	1.0%	40万円
上記以外	10年	2,000万円	1.0%	20万円	
令和4年1月1日～ 令和4年12月31日	新築・買取再販 <sup>※7</sup>	3,000万円	0.7%	21万円	
	中古住宅	2,000万円	0.7%	14万円	
	増改築等	2,000万円	0.7%	14万円	
	特別特例取得に該当	13年	4,000万円	1.0%	40万円
	特例特別特例取得に該当	13年	4,000万円	1.0%	40万円
令和5年1月1日～ 令和5年12月31日	新築・買取再販 <sup>※7</sup>	3,000万円	0.7%	21万円	
	中古住宅	2,000万円	0.7%	14万円	
	増改築等	2,000万円	0.7%	14万円	

※1 特定取得とは、消費税率8%又は10%の住宅取得等をいいます。

※2 特別特定取得とは、特定取得（※1）に該当する場合で消費税率10%の住宅取得等をいいます。

※3 特別特例取得とは、特別特定取得（※2）のうち、①新築の場合は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで、②購入・増改築等の場合は令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間に契約を締結している住宅取得等をいいます。

※4 特例特別特例取得とは、特別特例取得（※3）に該当する場合で、家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満のものをいいます。

※5 特例取得とは、特別特定取得（※2）のうち、①新築の場合は令和2年9月30日まで、②購入・増改築等の場合は令和2年11月30日までの期間に契約を締結している住宅取得等をいいます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和2年12月31日までに入居できず、令和3年中に入居することになったときは、所定の証明書を添付することにより、控除期間13年間の適用を受けることができます。

※6 ここでいう特定取得とは、特定取得（※1）のうち、特別特例取得（※3）及び特例特別特例取得（※4）及び特例取得（※5）に該当する場合を除いた住宅取得等をいいます。

※7 買取再販住宅とは、宅地建物取引業者により特定の増改築等が行われた一定の居住用家屋をいいます。

なお、以下の要件を満たしていない場合は、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

- ① 住宅ローン等の返済期間が10年以上で、かつ、分割して返済すること。
- ② 新築や購入の日から6か月以内に居住の用に供し、申告年分の12月31日まで引き続き居住していること。
- ③ 床面積（登記面積）が50㎡以上（特例特別特例取得の家屋を除く）で2分の1以上を専ら自己の居住の用に供していること。
- ④ 控除を受ける年の合計所得金額が、2,000万円以下（令和3年以前入居分については、3,000万円以下）であること。

※上記以外の要件が必要な場合もありますので、詳しくは国税庁のホームページ等でご確認ください。

## ■国税についての問い合わせ先

鹿児島税務署	〒890-8691 鹿児島市荒田1丁目24-4 電話099-255-8111（自動音声案内）
国税庁のホームページ	<a href="https://www.nta.go.jp">https://www.nta.go.jp</a>

# 県税のあらまし

鹿児島県に納めていただく税金には、次のようなものがあります。

個人県民税	県内に住所を有する個人に課税される税金で、個人の市民税とあわせて市に納めます。
法人県民税	県内に事務所や事業所を設けている法人に課税される税金です。
県民税利子割	県内の金融機関等から利子等の支払を受ける個人に課税される税金です。
県民税配当割	一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の支払を受けるべき日現在、県内に住所を有する個人に課税される税金です。
県民税株式等譲渡所得割	源泉徴収口座内の上場株式等を譲渡したときに課税される税金です。
事業税	県内に事務所や事業所を設けて事業を行っている個人や法人に課税される税金です。
地方消費税	消費税（国税）が課税される取引に対して消費税とあわせて課税される税金です。
不動産取得税	土地や家屋を取得したときに課税される税金です。
県たばこ税	卸売販売業者等が小売販売業者に製造たばこを売り渡したときに課税される税金です。
ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用したときに課税される税金です。
自動車税種別割	自動車の所有者または使用者に課税される税金です。
自動車税環境性能割	自動車を取得したときに課税される税金です。

この他、軽油引取税、産業廃棄物税、鉱区税、狩猟税、核燃料税があります。

## ■県税についての主な問い合わせ先

県民税利子割、 県民税配当割、 県民税株式等譲渡所得割、 法人県民税、事業税	鹿児島地域振興局 課税課 事業税第一・第二係 〒892-8520 鹿児島市小川町3-56 電話099-805-7221・7470
不動産取得税	鹿児島地域振興局 課税課 不動産取得税第一・第二係 〒892-8520 鹿児島市小川町3-56 電話099-805-7224・7227
自動車税種別割、自動車税環境性能割	鹿児島地域振興局 自動車税課 〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目5-1 電話099-261-5611
税に関する鹿児島県のホームページ	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/index.html">https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/index.html</a>

# 国民健康保険税

国民健康保険（国保）は、病気やケガをしたときに経済的に心配なく安心して医療を受けられるように、加入者のみなさんが出し合い、みんなで助け合おうという制度です。

勤務先の健康保険等に加入している人、後期高齢者医療制度に加入している人および生活保護を受けている人以外は、職業や年齢を問わず、すべて国保に加入することになります。

1世帯あたりの国民健康保険税（国保税）は、その世帯における加入者の人数および前年中の所得に基づき、基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額・介護納付金課税額（40歳以上65歳未満の人）ごとに計算し、これらを合計した金額になります。

	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
所得割額	8.0%	2.6%	2.4%
均等割額	21,000円	6,200円	7,400円
平等割額	23,300円	7,100円	6,400円
課税限度額	650,000円	240,000円	170,000円

## ■納税義務者

納税義務者は、世帯主です。

世帯主が勤務先の健康保険等に加入中の場合などで国保の被保険者でなくても、世帯内に国保の加入者がいる場合、世帯主が納税義務者になります。

## ■納付の方法

(1) 普通徴収（納付書や口座振替で納める方法）の場合⇒6月から翌年3月までの年10回払い

○口座振替：各金融機関または市役所・各支所国保担当窓口とオンライン上でお申し込みできます。

○窓口収納等：市役所・各支所国保担当窓口および各金融機関、コンビニエンスストアでの納付。  
※ATMやインターネットバンキングなどの電子納付、スマートフォン決済アプリによる納付もできます。

(2) 特別徴収（年金からの差引き）の場合⇒4・6・8・10・12・翌年2月の年6回払い

国保に加入している世帯主が年金を受給されている場合、国保税の納付について普通徴収の方法によらず、原則として世帯主の受給年金から、国保税を差引く方法（特別徴収）で徴収を行います。

以下の4つの条件すべてに該当する人が対象となります。

1. 世帯主が国保の被保険者である
2. 世帯の国保加入者全員の年齢が65歳から74歳までである
3. 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上である
4. 支払回数割（6回）の介護保険料（世帯主分）と支払回数割の国保税（世帯分）の合計が、1回の年金受給額の2分の1以下である。ただし、年度途中で世帯主が75歳に到達する場合や擬制世帯主（国保加入者でない世帯主）の世帯の場合は特別徴収の対象となりません。

※複数の年金を受給されている場合は、受給額の多い年金から特別徴収するのではなく、あらかじめ定められた優先順位に基づき特別徴収する年金が決められます。

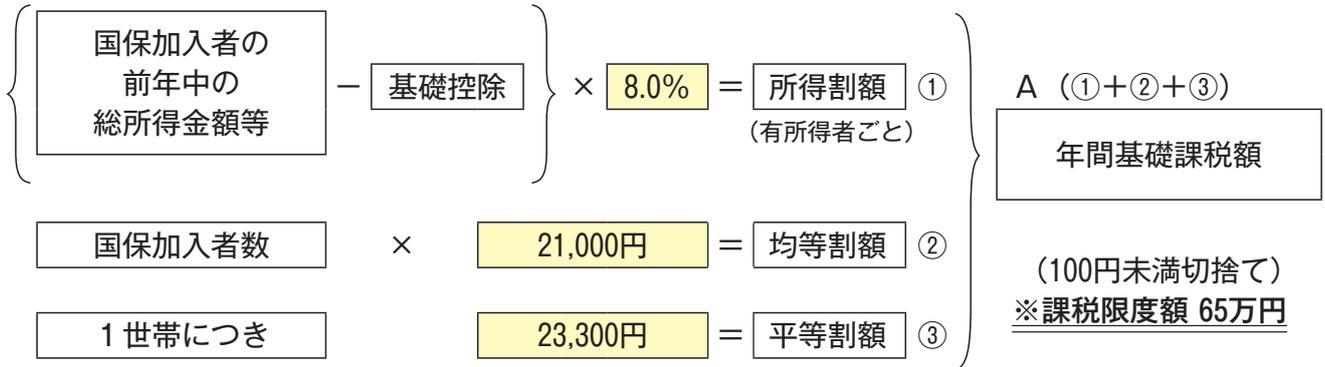
※申し出により納付方法を口座振替へ変更できます。

※新規に特別徴収が始まる人に対しては、事前に『特別徴収（年金差引き）予定のお知らせ』を送付します。

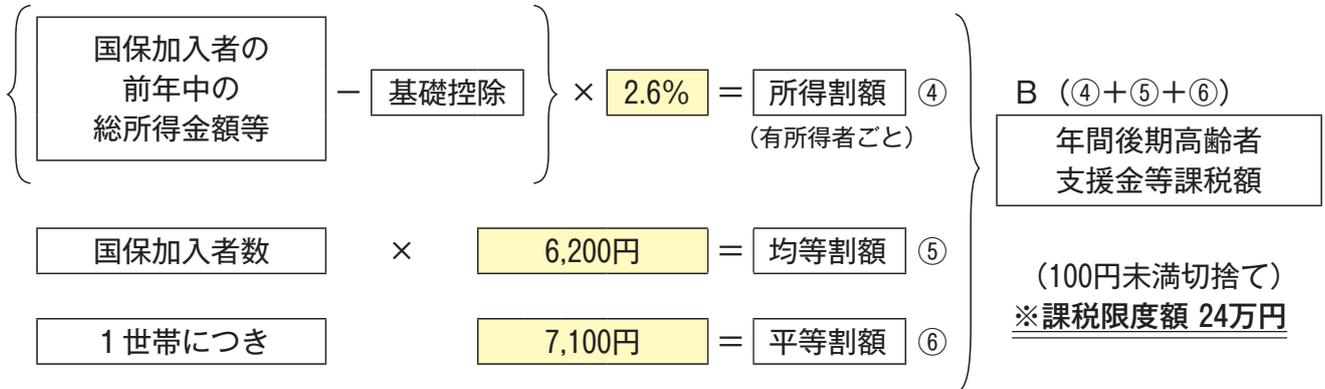
※世帯の現状等によっては、年税額を（1）普通徴収と（2）特別徴収で併せて徴収（併用徴収）する場合があります。

## 令和6年度の国保税

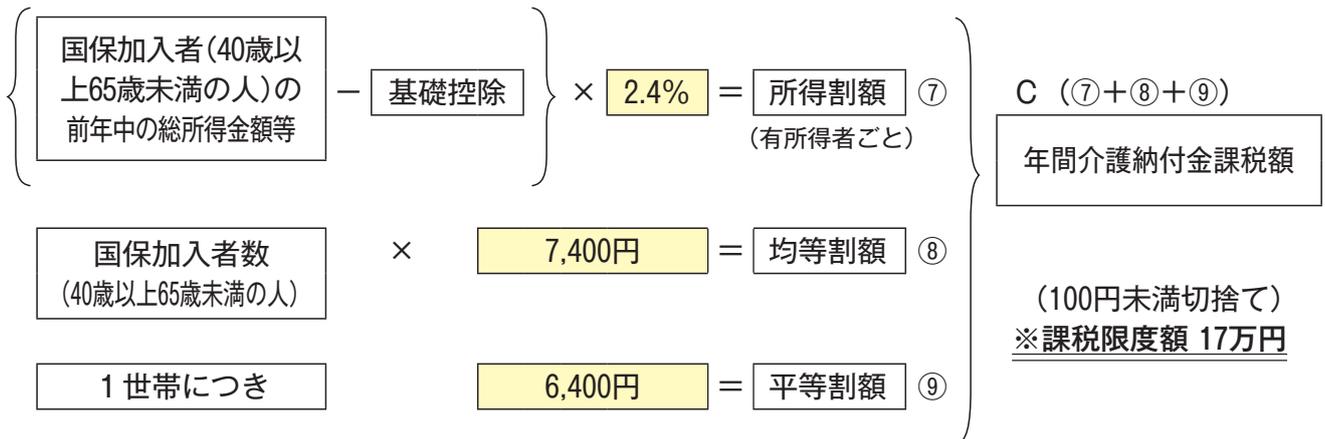
### ● 基礎課税額



### ● 後期高齢者支援金等課税額



### ● 介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満の人)



$$A + B + C = \text{令和6年度年間国保税額}$$

基礎控除は、次の表に掲げる合計所得金額の区分に応じて控除されます。

基礎控除額				
合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし

## ■未就学児の均等割減額

世帯に未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である子ども）がいる場合、未就学児1人につき、均等割額を5/10減額します。

（低所得世帯における法定軽減措置に該当する場合は、軽減割合ごとに減額した額からさらに5/10を減額します。）

## ■令和6年度 法定軽減措置（申請不要）

前年中の世帯の総所得金額等の合算額が下表の金額以下の場合には、均等割額と平等割額が2割・5割・7割減額されます。

軽減の種類	軽減となる世帯の軽減判定所得の計算式
2割軽減	43万円 + (54万5千円×被保険者数 <sup>*1</sup> ) + 10万円 × (給与所得者等の数 <sup>*2</sup> - 1)
5割軽減	43万円 + (29万5千円×被保険者数 <sup>*1</sup> ) + 10万円 × (給与所得者等の数 <sup>*2</sup> - 1)
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 <sup>*2</sup> - 1)

※1 被保険者数：国保から後期高齢者医療制度へ移行した人（特定同一世帯所属者）の人数も含めます。

※2 給与所得者等の数：給与収入が55万円を超える者（給与所得者）の数と給与所得者を除く公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は125万円超（65歳以上））を受ける者の数の合計数（10万円×（給与所得者等の数 - 1））の計算式は給与所得者等の数が2人以上の場合のみ適用されます。

### 軽減判定所得の注意点

※賦課期日（令和6年4月1日、年度途中で加入された世帯は加入日、世帯主変更があった場合は変更があった日）現在の状況で判定します。年度途中に加入者の増減があっても再判定されません。

※擬制世帯主（国保加入者でない世帯主）の所得も含めて判定します。

国保から後期高齢者医療制度へ移行した人（特定同一世帯所属者）の所得も含めて判定します。

※令和6年1月1日現在65歳以上で公的年金に係る所得のある人は、その所得から15万円控除した額で判定します。

（所得割額の計算に用いる所得額は、控除前の額を適用）

※事業専従者給与（控除）は事業主の所得に繰り戻して判定します。

※譲渡所得による特別控除がある場合は、特別控除前の額で判定します。

（所得割額の計算に用いる所得額は、特別控除後の額を適用）

※法定軽減措置は、世帯の国保加入者全員と擬制世帯主及び特定同一世帯所属者が前年中の所得申告をした場合に自動的に判定します。

## ■所得申告と国保税

令和6年度の国保税は、加入者の前年中（令和5年1月～令和5年12月）の所得に基づいて計算します。前年中に所得がなかった人や障害・遺族年金のみを受給され、扶養親族等になっていない人なども必ず市民税課や各支所の税務課で市県民税の申告をしてください。

ただし、次に該当する人は申告不要です。

- ① 税務署に所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人、または給与収入のみで勤務先から鹿児島市に給与支払報告書を提出してある人
- ② 公的年金等（障害・遺族年金を除く）のみを受給している65歳以上（昭和34年1月1日以前生まれ）の人で、前年中の支給額（複数の年金を受給されている人はその合計額）が151万5千円以下の人
- ③ 前年中に所得がなく、年末調整や所得申告などで同一生計配偶者や扶養親族になっている人（鹿児島市外の親族から税金上の扶養とされている人は申告が必要です。）

## ■後期高齢者医療制度への移行に伴う緩和措置

次のいずれかに該当する場合は、国保税について緩和措置が適用されます。

- ① 国保から後期高齢者医療制度へ移行する人が同一世帯内にいる場合  
法定軽減措置において、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人（特定同一世帯所属者）の所得及び人数も含めて判定を行い、世帯内の国保加入者が1人の場合、移行後5年間は平等割額の2分の1を、6年目から8年目までの期間は4分の1を減額します。（介護納付金課税額を除く）
- ② 被用者保険から後期高齢者医療制度へ移行する人の被扶養者（旧被扶養者）の場合  
被用者保険（勤務先の健康保険等）の本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その被扶養者から国保加入者となった65歳以上の人（旧被扶養者）については、申請により所得割額の全額を減額し、7割・5割の法定軽減世帯を除く世帯は均等割額の2分の1を、旧被扶養者のみで構成される世帯はさらに平等割額の2分の1を減額します。ただし、均等割額・平等割額の減額は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間適用となります。

## ■産前産後期間の国保税減額制度

出産される（した）被保険者の方は届け出により、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）の所得割・均等割が免除されます。

※出産とは、85日（4か月）以上の分娩をいいます（死産、早産、流産を含みます）

【対象者】令和5年11月以降に出産する（した）国保の被保険者

【届け出に必要なもの】母子健康手帳など ※詳しくは市HPをご確認ください。

## ■倒産・解雇等による離職者に対する特例措置（軽減措置）

次のすべての要件に該当する人は、申告により総所得金額のうち給与所得を100分の30にして国保税を課税する特例措置（最長2年間）が受けられます。また、この申告により高額医療費の自己負担限度額および入院時の食事代などが減額される場合があります。

- ① 離職日時点において65歳未満の人
- ② 雇用保険受給資格者証又は、雇用保険受給資格通知の離職理由の番号が11・12・21・22・23・31・32・33に該当する人

## ■国保税の減免制度

次のいずれかに該当し、納付が困難と認められる場合には、納期限までに申請することにより国保税が減免されることがありますので、お早目にご相談ください。

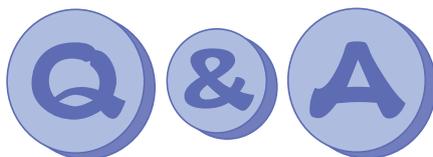
- ① 前年の世帯の合計所得金額の合算額が600万円以下で、倒産・解雇等による失業（定年退職・自己都合退職は除く）、休・廃業や疾病・負傷等により、前年に対し本年の世帯の合計所得金額の合算額の見積額が10分の7以下となる場合  
※上記『倒産・解雇等による離職者に対する特例措置』を受けている人であっても、この減免制度の併用により国保税がさらに減額となる場合がありますのでご相談ください。
- ② 前年の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下で、住宅等が災害により損害を受け、その損害額（保険金等で補てんされるべき金額を除く）が住宅等の価格の10分の3以上の場合
- ③ 自己債務弁済者または連帯債務弁済者となり、その債務弁済のために土地または家屋を売却し、その後も弁済に追われている場合
- ④ 東日本大震災による原発事故に伴い、国による避難指示等の対象区域の人が本市国保の納税義務者となった場合 など

減免申請には、国保加入者全員と擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の前年中の所得申告が必要です。

## ■国保税の猶予制度

次の要件に該当すると認められる場合は、納税者の申請に基づいて1年以内の期間に限り、徴収が猶予されることがありますので、お早目にご相談ください。

- ① 納税者の財産について災害をうけたとき、または盗難にあったとき
- ② 納税者もしくはその生計を一にする親族が病気にかかったとき、または負傷したとき
- ③ 納税者が事業を廃止したとき、または休止したとき
- ④ 納税者が事業について著しい損失をうけたとき
- ⑤ その他これらに類する事実があったとき
- ⑥ 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき



### 問 国保税と市民税の違いは？

国保税と市民税は同じ所得をもとに計算しますが、国保税は負担が大きいのはなぜでしょうか？

### 答

国保税と市民税では、課税所得金額を計算する方法が異なります。  
市民税の場合は、計算をする過程において、各種所得控除により個人の事情を考慮する制度がありますが、国保税の場合は、医療費を全員で負担するという考えから、課税限度額を設けつつ基礎控除のみで税額を計算します。

しかし、国保税では低所得者に対して均等割額と平等割額を軽減する制度により、半数以上の世帯において、負担の軽減を図っています。

## ■国保についての問い合わせ

### ①問い合わせ項目一覧

問い合わせ事項	本庁国民健康保険課			谷山支所 市民課 国民健康 保険係	伊敷 支所	吉野 支所	吉田 支所	桜島支所		喜入 支所	松元 支所	郡山 支所
	給付係	賦課係	納税係					桜島総務 市民課 市民係	東桜島 総務 市民課			
国保の資格・ 給付について	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
国保税の計算・ 内容について		○		○								
国保税の納付 について			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国保税の還付 について			○	○			○	○		○	○	○

### ②問い合わせ先一覧

本 庁	国民健康保険課	給付係	216-1228	支 所	吉田支所	総務市民課市民係	294-1212
		賦課係	216-1229		桜島支所	桜島総務市民課市民係	293-2347
		納税係	216-1230			東桜島総務市民課	221-2111
支 所	谷山支所	市民課国民健康保険係	269-8414		喜入支所	総務市民課市民係	345-3754
	伊敷支所	総務市民課市民係	229-2115		松元支所	総務市民課市民係	278-2114
	吉野支所	総務市民課市民係	244-7284		郡山支所	総務市民課市民係	298-2113

MEMO



# 令和6年度版 わたしたちの市税

令和6年7月発行

編集・発行／鹿児島市総務局税務部

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号